

笠松町老人福祉計画・ 第9期介護保険事業計画



いいね
かさまつ

令和6年3月
笠松町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	3
3 計画の策定体制.....	5
第2章 笠松町の高齢者を取り巻く現状.....	6
1 統計からみる高齢者の状況.....	6
2 他保険者との比較.....	12
3 サービスの利用状況.....	15
4 高齢者の生活支援の状況.....	20
5 アンケート調査結果から見えるポイント.....	30
6 第8期計画の取り組み状況と課題.....	43
第3章 計画の基本的な考え方.....	52
1 基本理念.....	52
2 計画目標.....	52
3 計画の体系.....	54
第4章 施策・事業の展開.....	55
計画目標1 いつまでもいきいきと元気で暮らすために.....	55
(1) 健康寿命の延伸.....	55
(2) 介護予防の総合的な推進.....	56
(3) 地域での活動や生きがいづくりの推進.....	57
計画目標2 地域で支え合っていくために.....	59
(1) 地域包括支援センターの機能強化.....	59
(2) 生活支援体制の充実.....	60
(3) 在宅生活を支える基盤整備.....	61
(4) 在宅医療と介護連携の推進.....	62
計画目標3 いつまでも自分らしく暮らしていくために.....	65
(1) 認知症施策の総合的推進.....	65
(2) 高齢者虐待防止.....	67

計画目標4 安心して暮らせる環境をつくるために	69
(1) 高齢者見守り施策の推進	69
(2) 災害時等の対応	70
(3) 居住対策の施策の推進	70
(4) 介護保険事業の円滑な運営	71
第5章 介護サービスの量の見込み・保険料等	74
1 人口・認定者数の見通し	74
2 介護保険サービスの見込み	75
3 第9期計画の保険料	78
資料編	84
1 笠松町老人福祉計画等作成委員会設置要綱及び委員名簿	84
2 計画策定に向けた審議等の経過	87

1 計画策定の趣旨と背景

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして平成 12 年（2000 年）に創設され、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

介護保険制度の運営においては、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護保険サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきたところです。

令和 7 年（2025 年）が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には高齢者人口がピークを迎える一方で、既に減少に転じている生産年齢人口の減少の加速が見込まれており、さらに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は令和 42 年（2060 年）頃まで増加傾向が見込まれています。

また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加や、高齢化の進展に伴い認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口が減少することを踏まえ、医療及び介護の連携推進をはじめ、地域包括ケアシステムを支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上の推進が重要となっています。

このような状況を踏まえ、笠松町（以下、「本町」という。）では、令和 2 年度（2020 年度）に笠松町老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（以下「第 8 期計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び国が提唱する、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを行ってきました。

「笠松町老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」は第 8 期計画の基本理念を継承し、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、令和 22 年（2040 年）を念頭に置いたうえで、高齢者自身が役割や生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らせるまちづくりの実現に向けて作成するものです。

◆国の第9期介護保険事業の基本指針のポイント

<令和5年7月10日社会保障審議会介護保険部会（第107回）より>

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本町において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

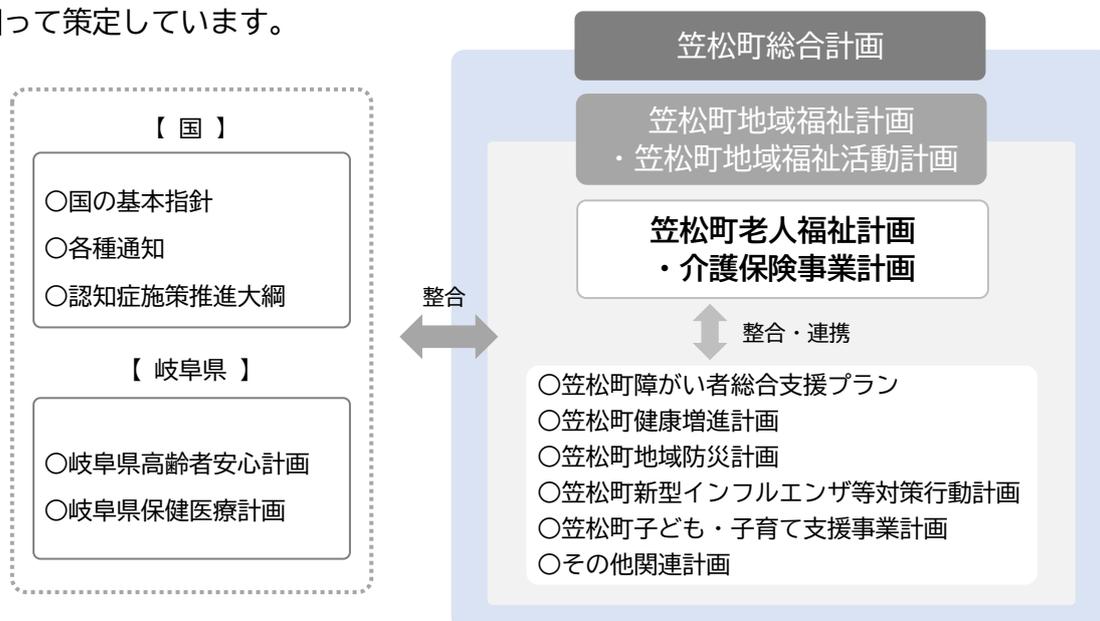
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本町における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたもので、3年ごとに策定します。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との関係

本計画は本町の最上位計画である「笠松町総合計画」が掲げる理念や将来像をもとに、福祉分野の上位計画である「笠松町地域福祉計画・笠松町地域福祉活動計画」のほか、「笠松町障がい者総合支援プラン」、「笠松町健康増進計画」等本町が策定する関連する計画との整合を図って策定しています。

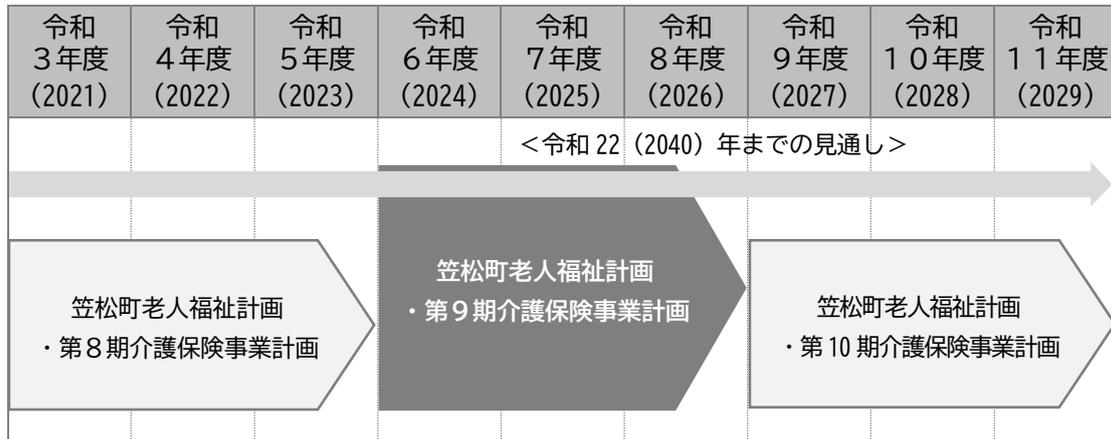
また、岐阜県が策定する「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県保健医療計画」との連携を図って策定しています。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

また、高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、担い手となる現役世代が著しく減少する令和22年度（2040年度）を見据えて計画を定めます。



(4) 日常生活圏域

地域包括ケアシステムの構築に必要な日常生活圏域の単位は、人口、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案して、国は概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定しています。

本計画において、高齢者が住み慣れた地域での生活の継続、基盤となる地域包括ケアシステムの推進に向け、第8期計画に引き続き町域全体を1つの日常生活圏域として設定します。

3 計画の策定体制

(1) 計画等作成委員会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、保健・医療・福祉関係者等によって構成する「笠松町老人福祉計画等作成委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたっては、「笠松町老人福祉計画等作成委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) 計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、要介護認定を受けていない一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」、介護保険事業所を対象とした「介護サービス提供事業者調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

より多くの町民の意見を反映させるため、令和5年12月25日から令和6年1月24日までパブリックコメントを実施しました。

第2章

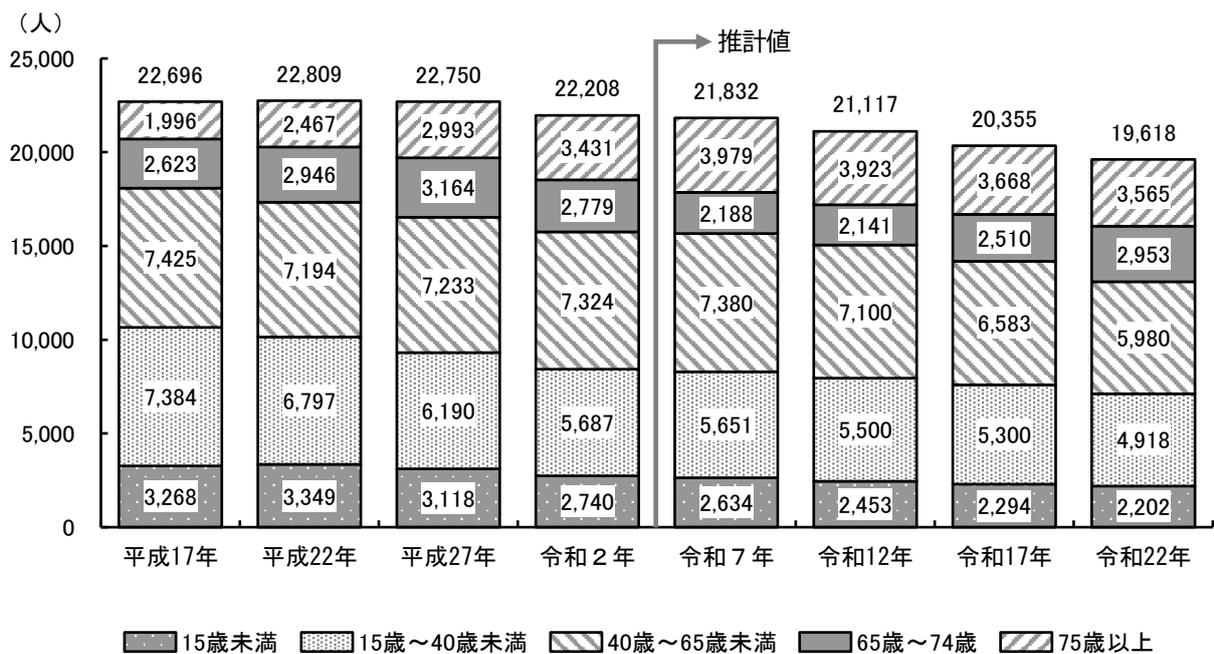
笠松町の高齢者を取り巻く現状

1 統計からみる高齢者の状況

(1) 人口の状況

国勢調査から本町の総人口の推移をみると、近年は横ばいで推移しており、令和2年(2020年)には22,208人となっています。今後の推計としては、緩やかな減少が見込まれており、令和22年(2040年)の人口は、令和2年(2020年)と比較すると、2,590人の減少が予想されています。

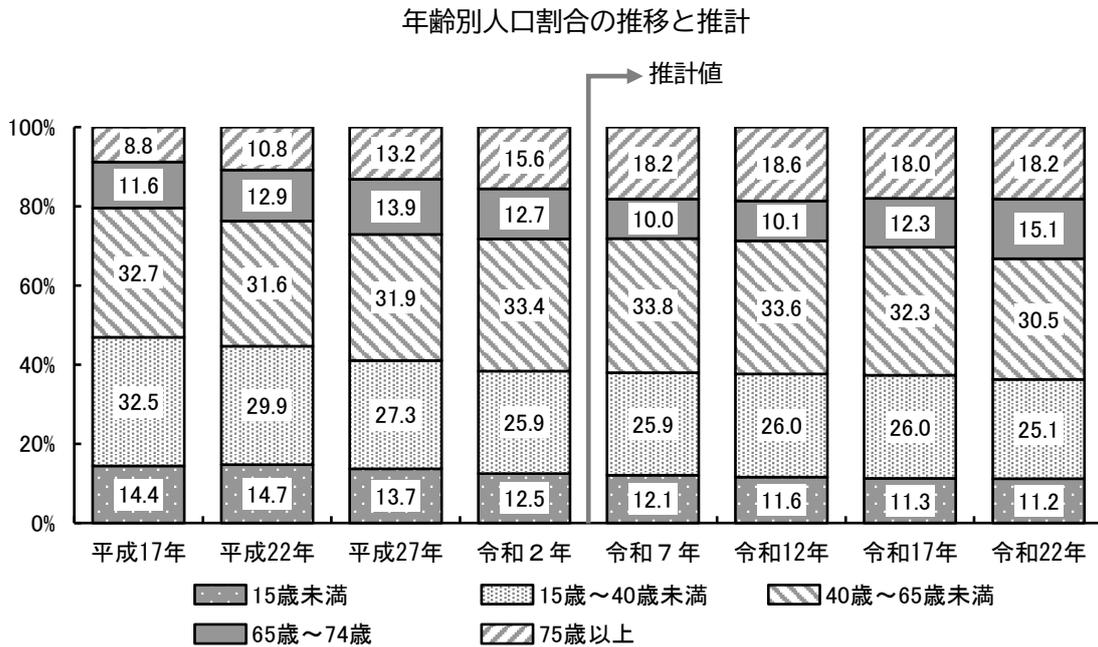
総人口の推移と推計



※年齢不詳含む

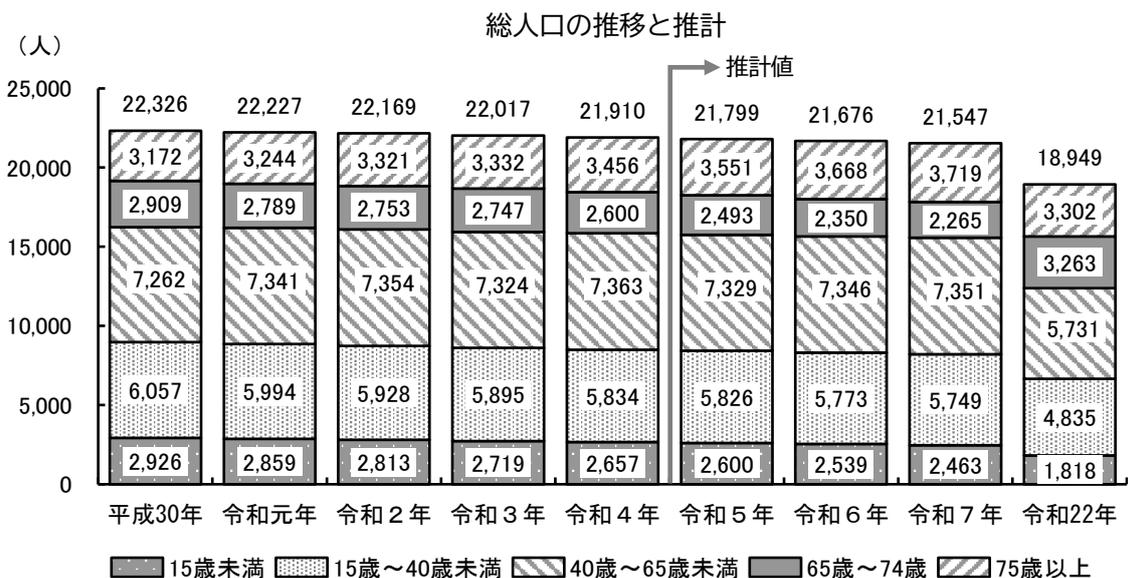
資料：令和2年(2020年)までは総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳含む)、
令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」

国勢調査による年齢別の人口割合の推移をみると、65歳以上の割合が年々上昇しており、65歳未満の割合が低くなっています。また、令和22年（2040年）には、65歳以上の割合が40歳～65歳未満の割合を上回る推計となっています。



資料：令和2年（2020年）までは総務省統計局「国勢調査」、
令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」

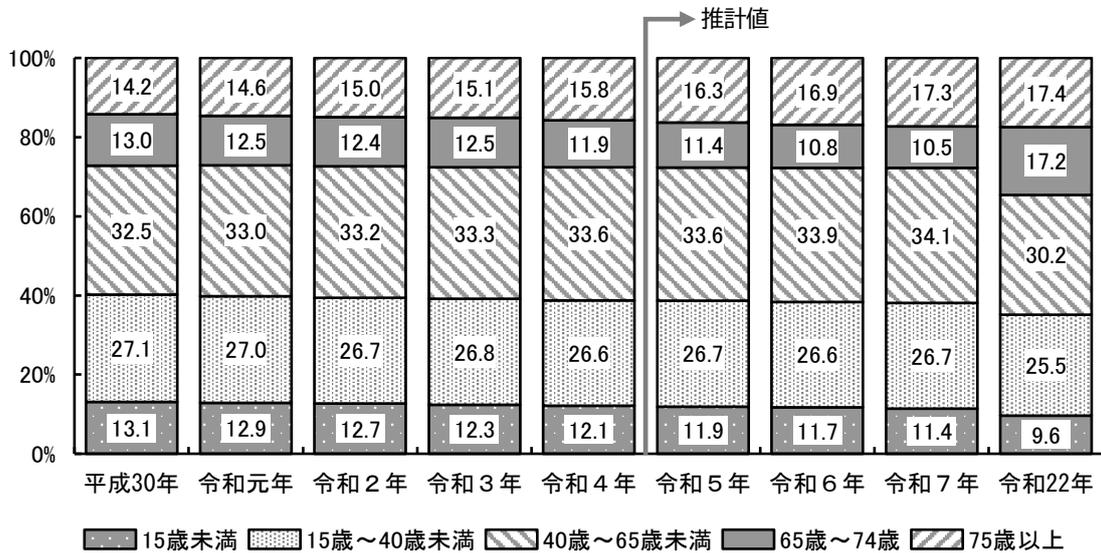
住民基本台帳により本町の平成30年（2018年）から令和4年（2022年）の総人口の推移をみると、平成30年（2018年）以降年々減少しており、令和5年以降も減少していくことが見込まれます。また、75歳以上の人口は今後も増加が見込まれますが、令和22年（2040年）には減少することが予想されます。一方65歳～74歳の人口は今後緩やかに減少が見込まれますが、令和22年（2040年）には増加することが予想されています。



資料：令和4年（2022年）までは「住民基本台帳」（各年10月1日現在）
令和5年（2023年）以降は「コーホート変化率法」による推計

住民基本台帳により本町の平成30年（2018年）から令和4年（2022年）の年齢別人口割合の推移をみると、高齢者人口のうち、75歳以上の人口割合は増加している一方、65歳～74歳の人口割合は緩やかに減少しています。また、令和5年（2023年）以降の推計をみると、令和22年（2040年）には65～74歳の割合が増加する見込みです。

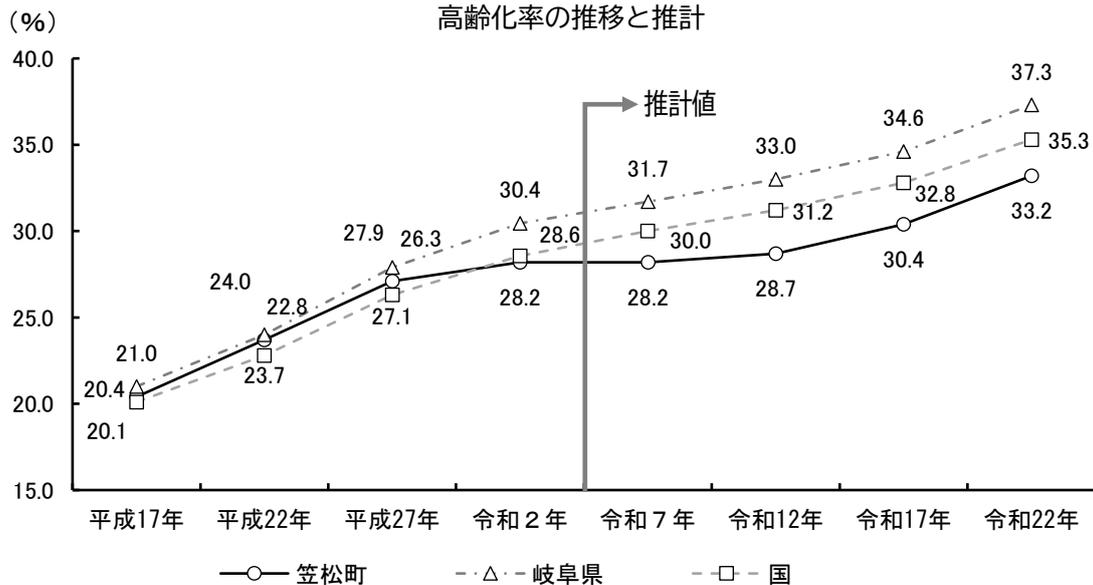
年齢別人口割合の推移と推計



資料：令和4年（2022年）までは「住民基本台帳」（各年10月1日現在）
令和5年（2023年）以降は「コーホート変化率法」による推計

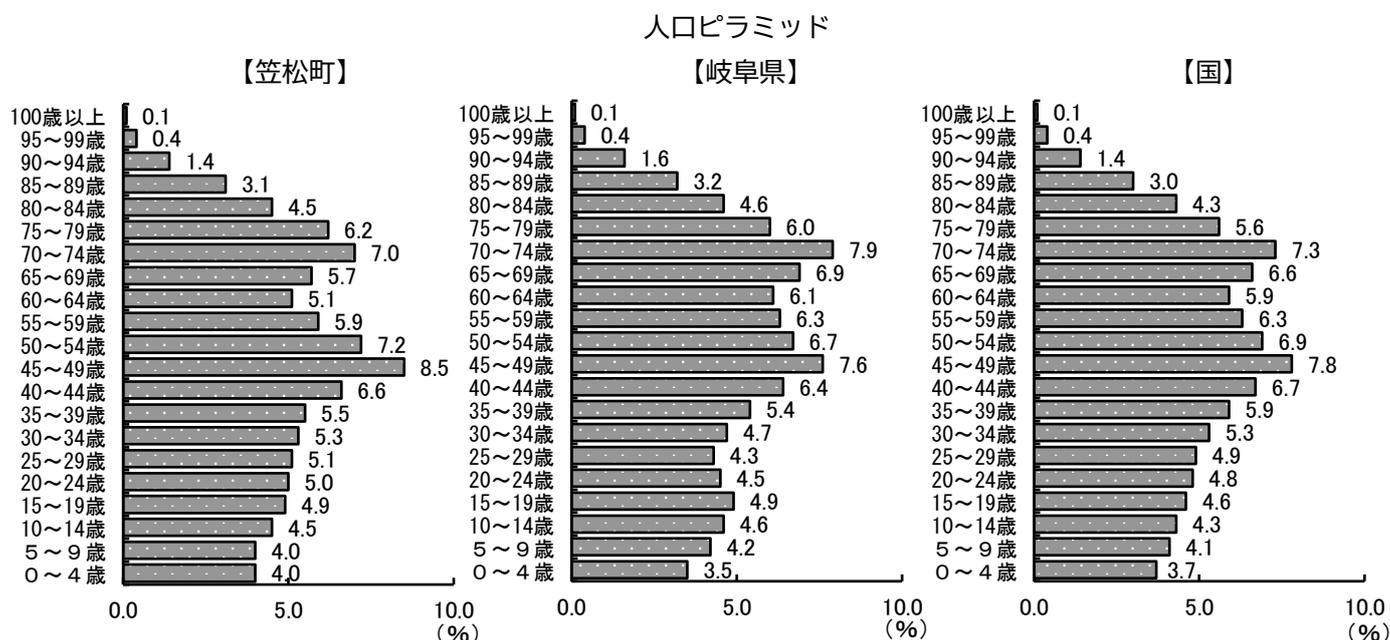
高齢化率の推移と推計をみると、本町の高齢化率は緩やかな上昇傾向となっていますが、令和2年（2020年）から令和12年（2030年）まではほぼ横ばいで推移し、令和12（2030年）年以降に再び上昇することが見込まれます。岐阜県・国との比較をみると、令和2年（2020年）に岐阜県や国を下回り、今後も岐阜県や国よりも低く推移することが見込まれています。

高齢化率の推移と推計



資料：令和2年（2020年）までは総務省統計局「国勢調査」
令和7年（2022年）以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」

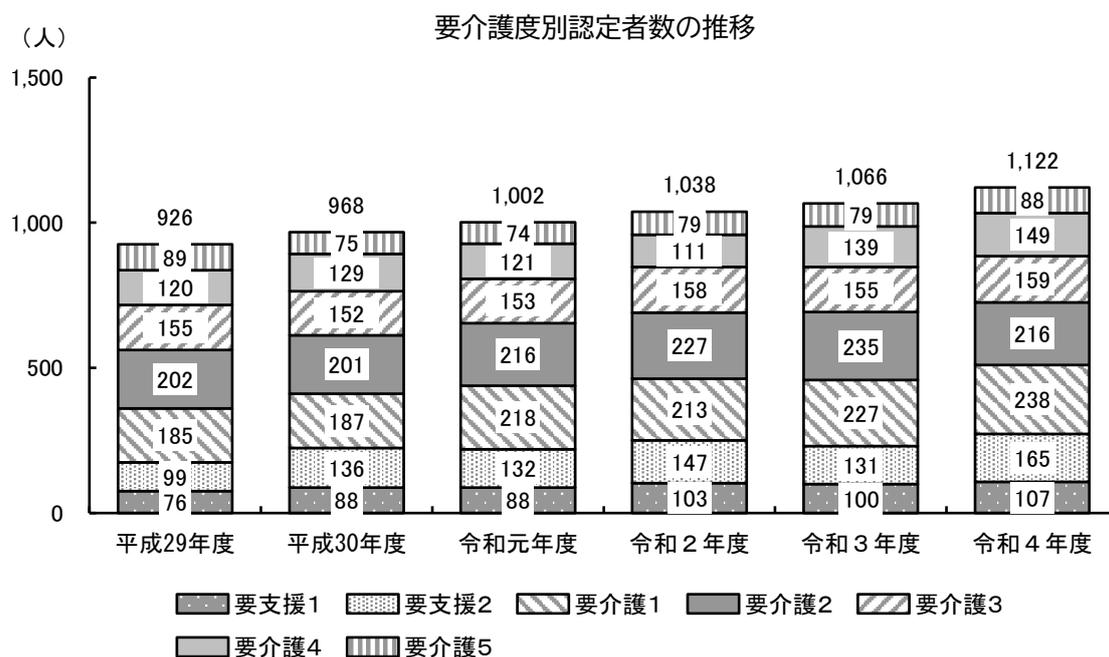
令和2年の人口ピラミッドをみると、本町の人口は、45～49歳の人口割合が最も高くなっています。岐阜県・国との比較をみると、本町は60～64歳の人口割合が低くなっており、このことが、令和2年（2020年）から令和12年（2030年）の高齢化率上昇の抑制につながっていると考えられます。



資料：令和2年（2020年）総務省統計局「国勢調査」

（2）認定者の状況

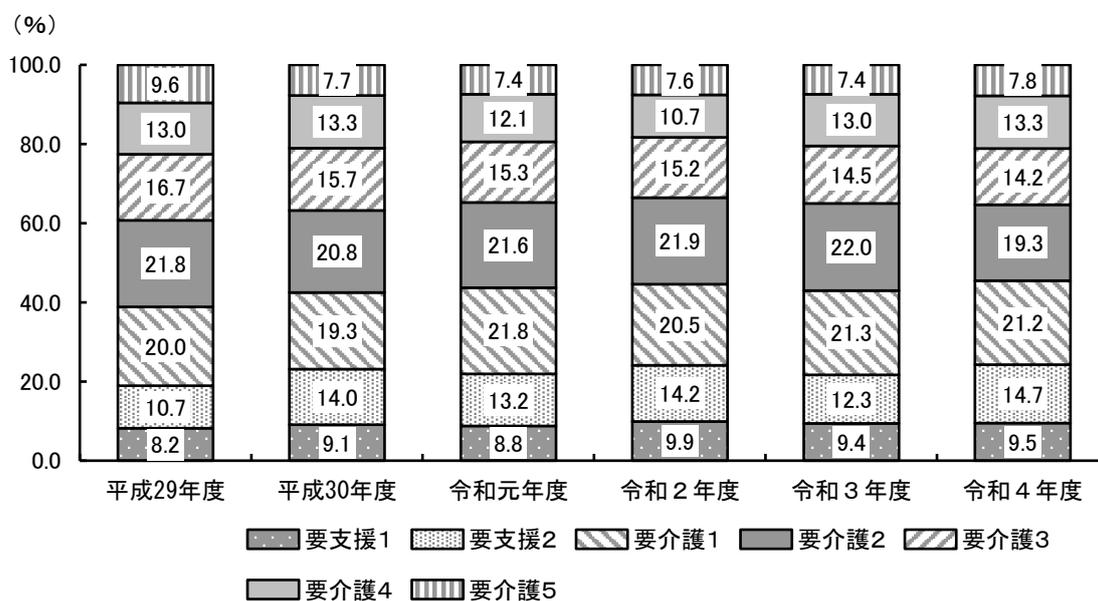
要介護度別認定者数の推移をみると、平成29年度（2017年度）から令和4年度（2022年度）まで一貫して増加しています。また、令和元年度（2019年度）には認定者が1,000人を超え、令和4年度には1,100人を超えています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

要介護度別認定者の割合の推移をみると、要介護1、要介護2がそれぞれ毎年度20%前後を占めています。また、要介護3の割合が平成30年度から継続して減少しています。

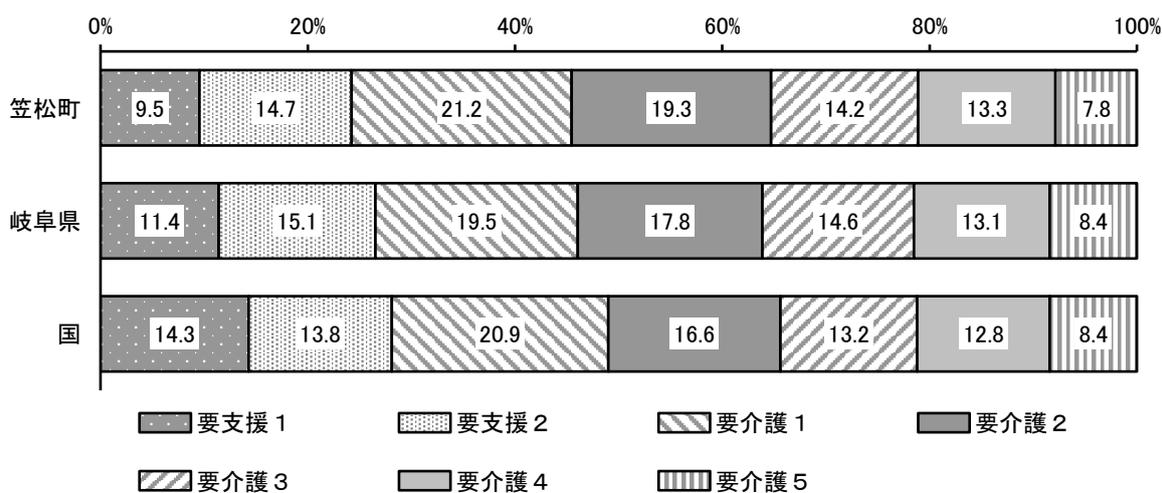
要介護度別認定者の割合の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

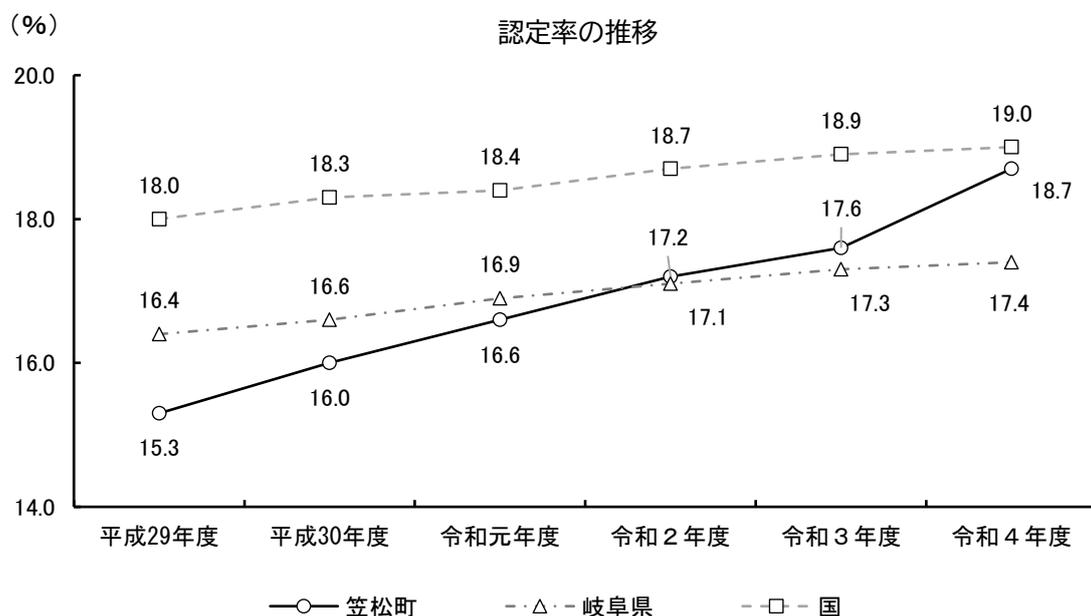
令和4年度（2022年度）の要介護度別認定者の割合について、岐阜県・国と比較すると、本町は、要介護1や要介護2の割合が高く、要支援1の割合が低くなっています。

要介護認定者の割合（令和4年度末）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

本町の認定率の推移について、岐阜県・国と比較すると、令和元年度までは岐阜県・国よりも低い認定率であったのが、令和2年度以降は岐阜県よりも高くなり、令和4年度に急激に上昇し18.7%となったことで、国と同程度まで高くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4、5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

(3) 施設や住まいの状況

本町の施設サービスの状況は、以下のとおりとなっています。

施設サービスの状況

項目	特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院
施設数(か所)	1	1(休止中)	1	2
定員数(人)	80	20	146	90

資料：笠松町(令和5年(2023年)10月現在)

住まい(居住系)に関するサービスの状況

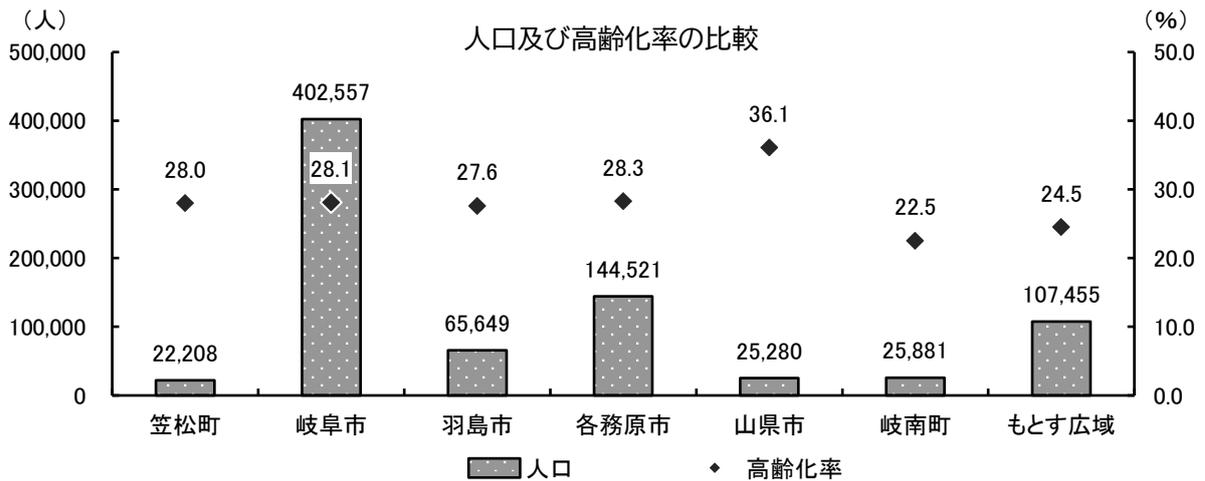
項目	有料老人ホーム(介護付)	有料老人ホーム(住宅型)	サービス付き高齢者向け住宅	認知症高齢者グループホーム
施設数(か所)	1	5	2	2
定員数(人)	36	132	64	63

資料：笠松町(令和5年(2023年)10月現在)

2 他保険者との比較

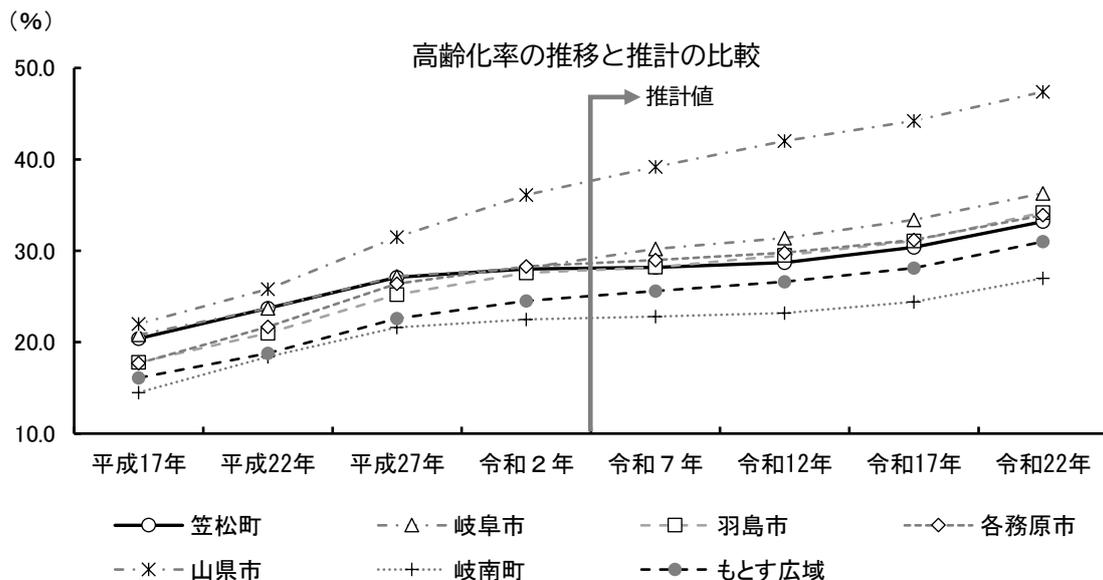
(1) 人口の状況

岐阜県の老人福祉圏域で設定されている岐阜圏域の自治体（保険者）は、本町、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、岐南町、もとす広域連合（瑞穂市、本巣市、北方町）です。人口及び高齢化率について比較すると、本町の人口は圏域内で最も少なく、高齢化率は4番目に高くなっています。



資料：令和2年（2020年）総務省統計局「国勢調査」

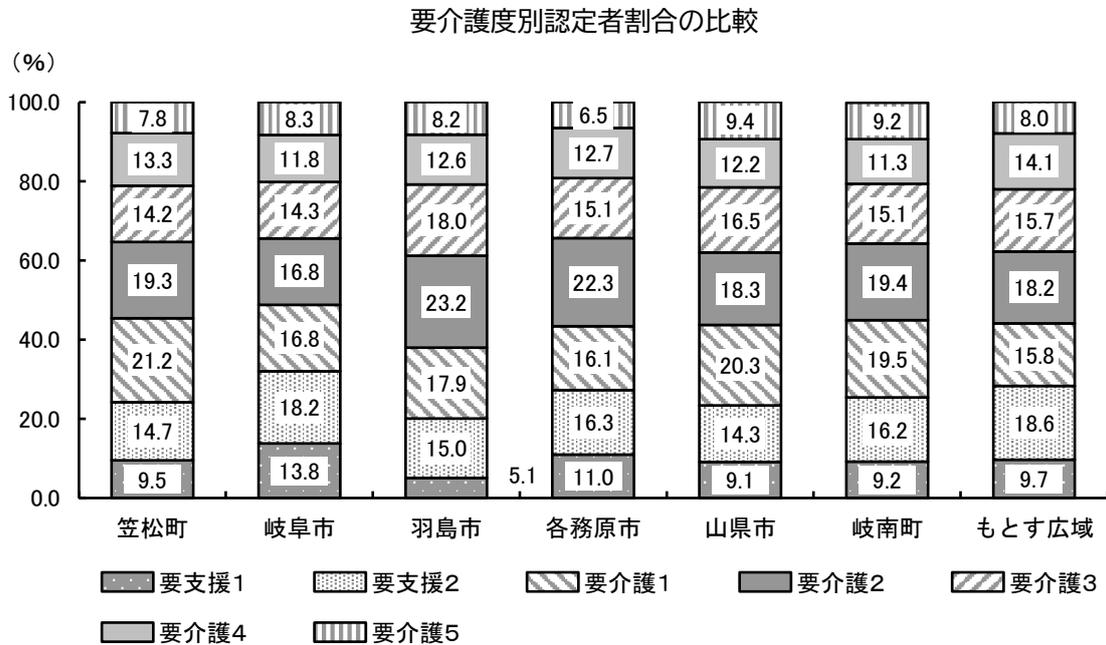
高齢化率の推移と推計について、岐阜圏域の自治体（保険者）との比較をみると、本町は岐阜圏域内の自治体（保険者）同様、一貫して高齢化が進んでいます。



資料：令和2年（2020年）までは総務省統計局「国勢調査」、
令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」

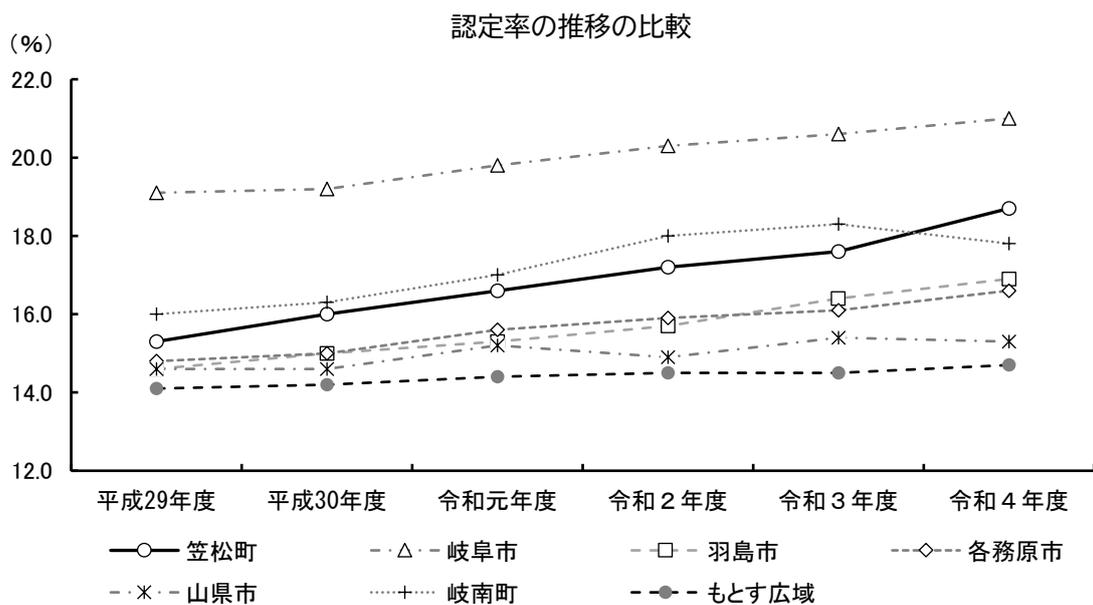
(2) 認定者の状況

令和4年度（2022年度）の要支援・要介護認定者の割合について、岐阜圏域の自治体（保険者）との比較をみると、本町は要介護1の割合が圏域で最も高く、要介護5が高い方から6番目と低くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

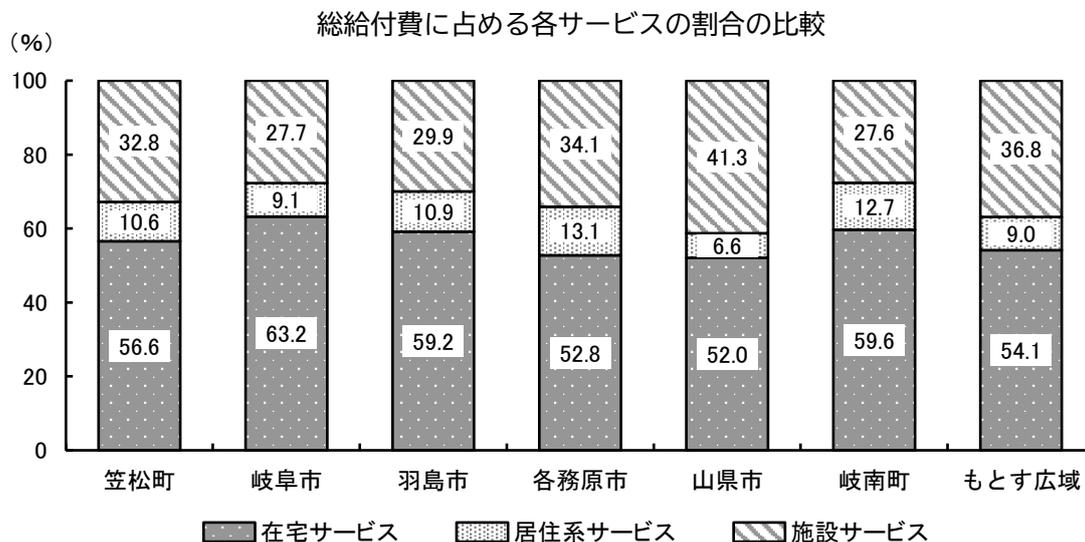
認定率の推移について、岐阜圏域の自治体（保険者）との比較をみると、本町は平成29年度（2017年度）から令和3年度までは岐阜市、岐南町に次いで3番目に高く、令和4年度では岐阜市に次いで2番目に位置しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

(3) 介護保険サービスの利用状況

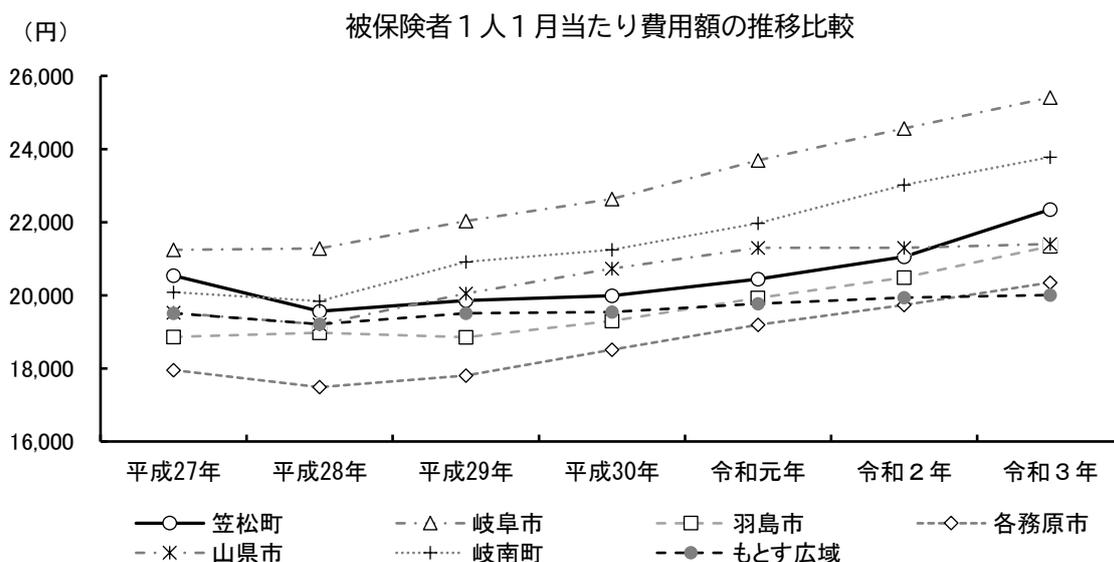
令和3年度（2021年度）の総給付費に占める各サービスの割合について、岐阜圏域内の自治体（保険者）との比較をみると、施設サービスの割合が高く、在宅サービスの割合が低い傾向にあります。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

- 居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- 施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 在宅サービス：上記以外のサービス

被保険者1人1月当たり費用額について、岐阜圏域の自治体（保険者）との比較をみると、本町は、平成29年度（2017年）から令和2年度（2020年度）までは高い方から4番目に位置していましたが、令和3年（2021年）には3番目となっています。

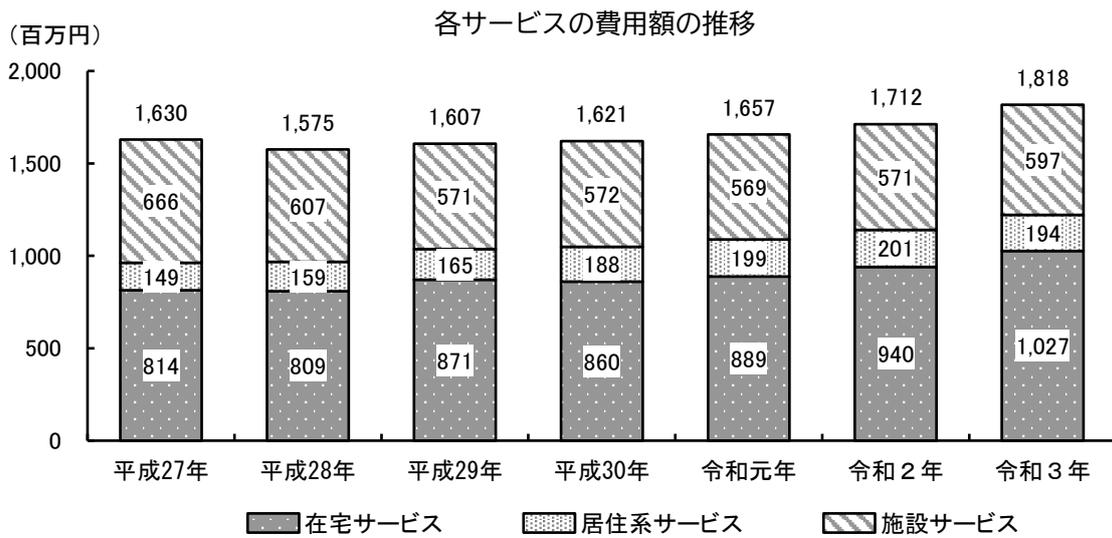


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

3 サービスの利用状況

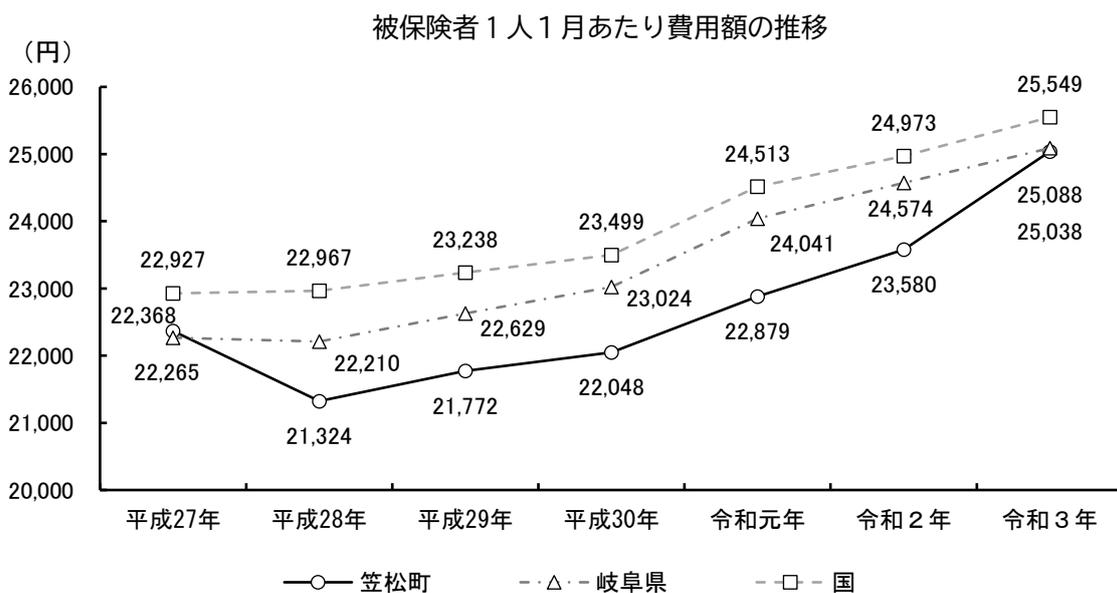
(1) 介護保険サービスの費用額

サービス費用額の推移をみると、総費用額は平成27年度（2015年度）と令和3年（2021年度）を比較すると1.1倍となっており、増加傾向にあります。サービス別では在宅サービス、居住系サービスとも増加傾向にあり、施設サービスは平成27年（2015年）から平成29年（2017年）にかけて減少したものの、平成30年（2018年）以降は増加に転じています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

被保険者1人1月あたり費用額の推移について、岐阜県・国との比較をみると、本町は平成28年度（2016年度）以降、岐阜県・国よりも低くなっています。

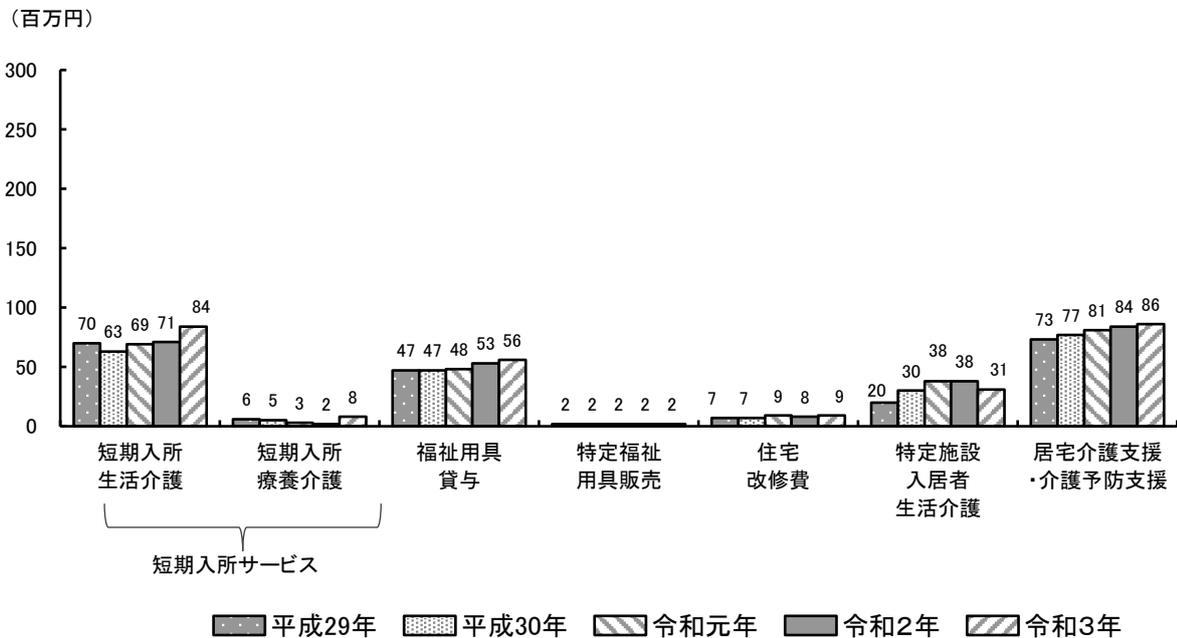
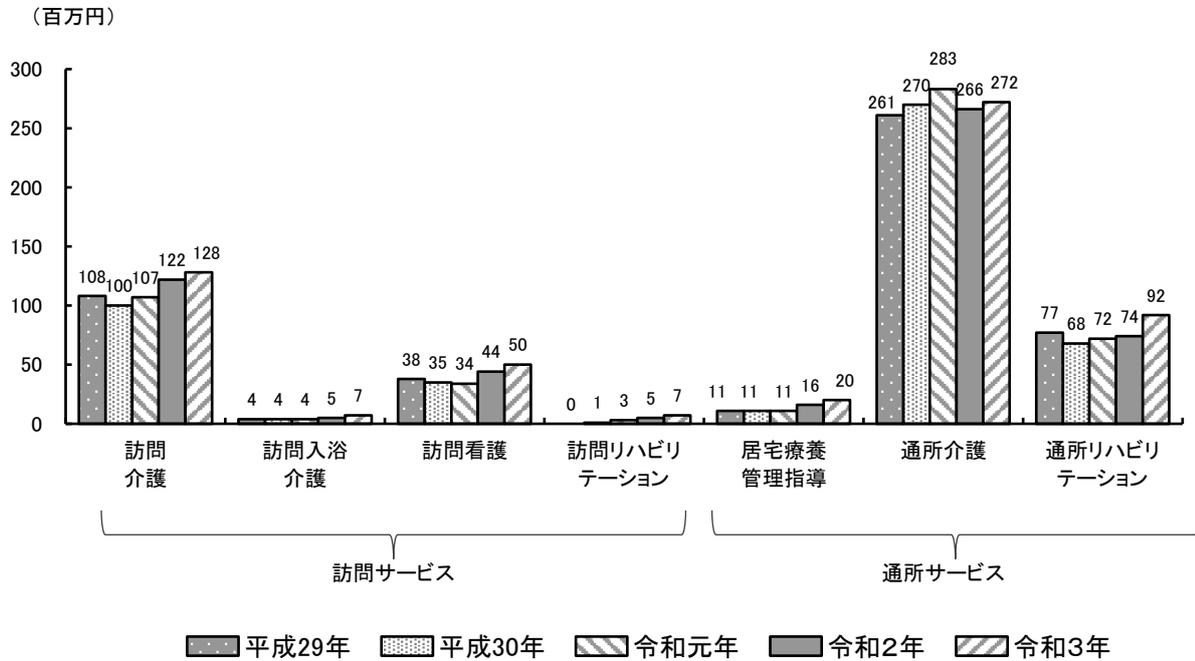


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

(2) 各サービスの利用状況

在宅・居宅サービスでは、「通所介護」が最も多くなっています。

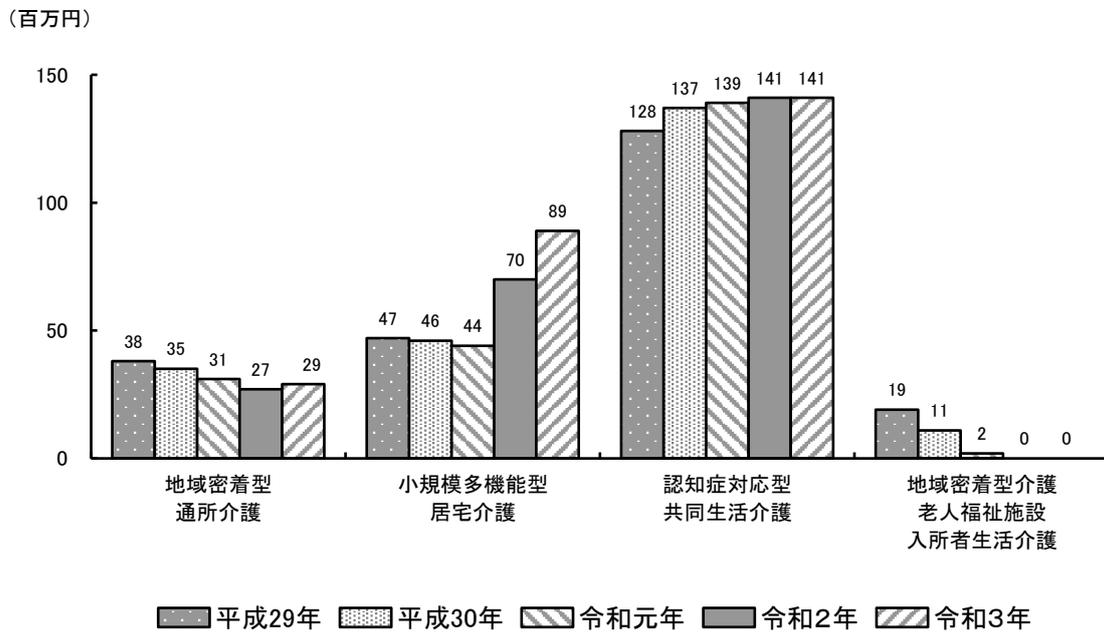
在宅・居宅サービスの給付費の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

地域密着型サービスの給付費では、「認知症対応型共同生活介護」が最も多く、また近年では、小規模多機能型居宅介護が増加しています。

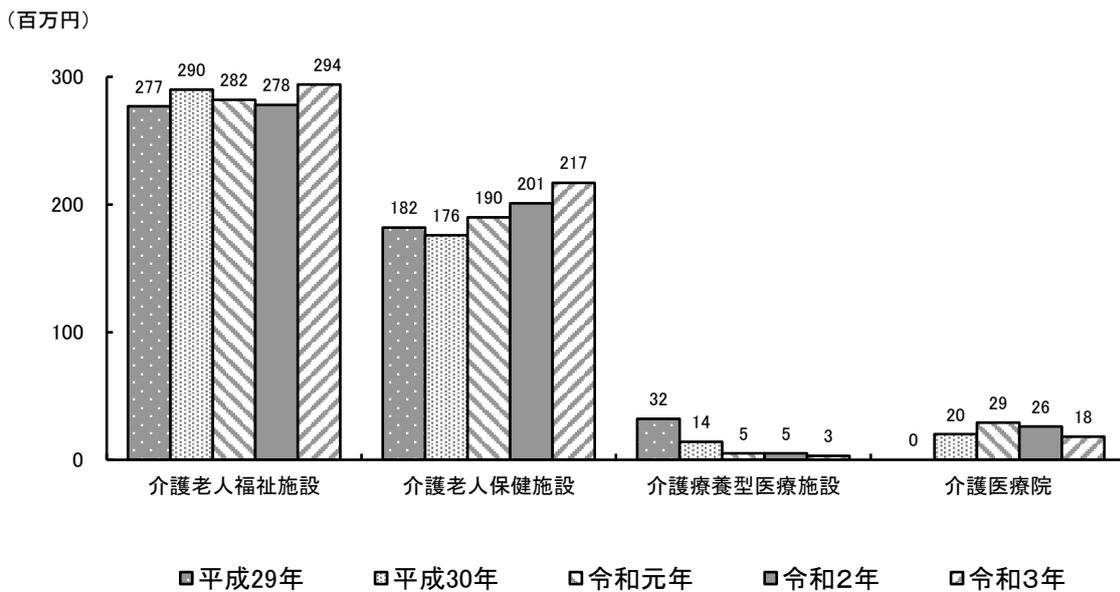
地域密着型サービスの給付費の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

施設サービスの給付費をみると、「介護老人福祉施設」が最も多くなっています。

施設サービスの給付費の推移

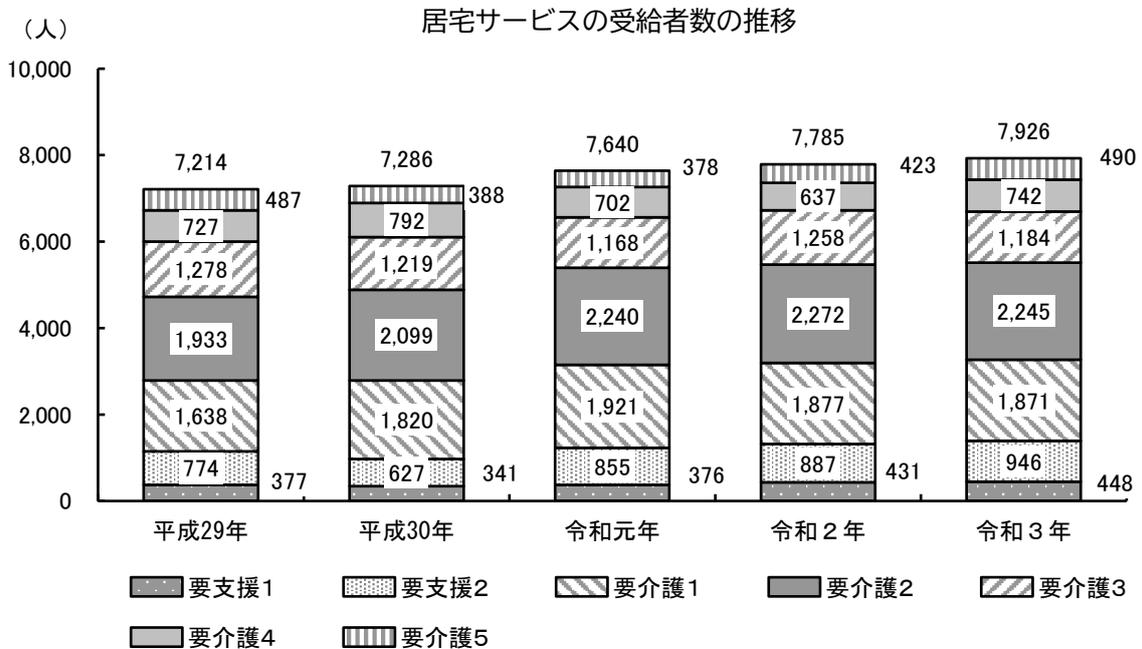


※介護医療院は、平成30年に創設されました。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

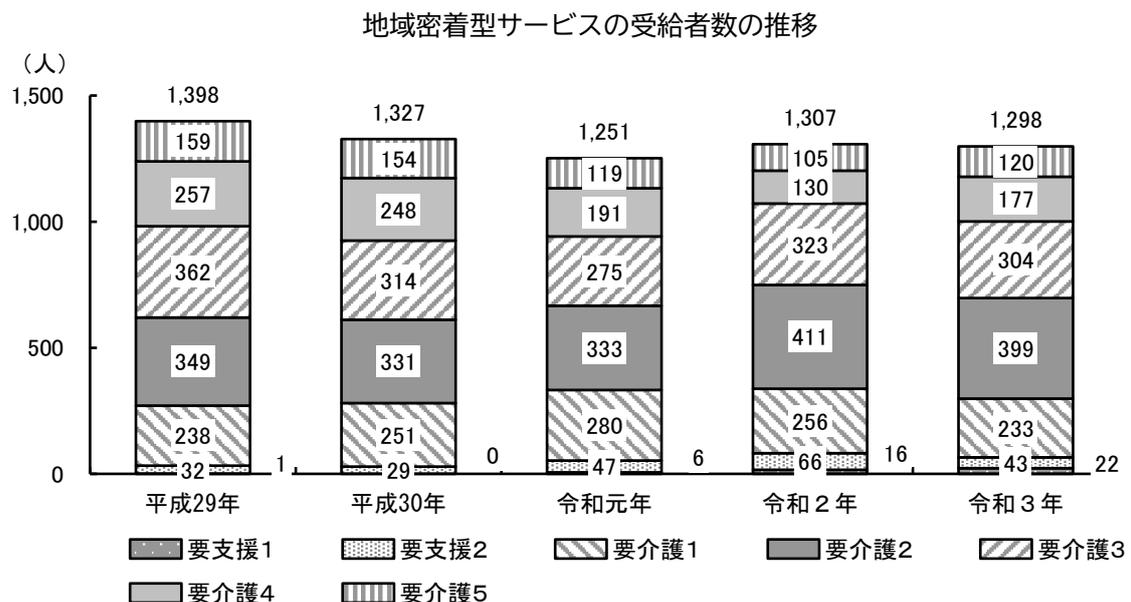
(3) サービス受給者の利用状況

居宅サービスの受給者数をみると、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）まで、一貫して増加傾向となっています。平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）にかけて要介護3の受給者数は減少していますが、その他の介護度の受給者数は増加しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

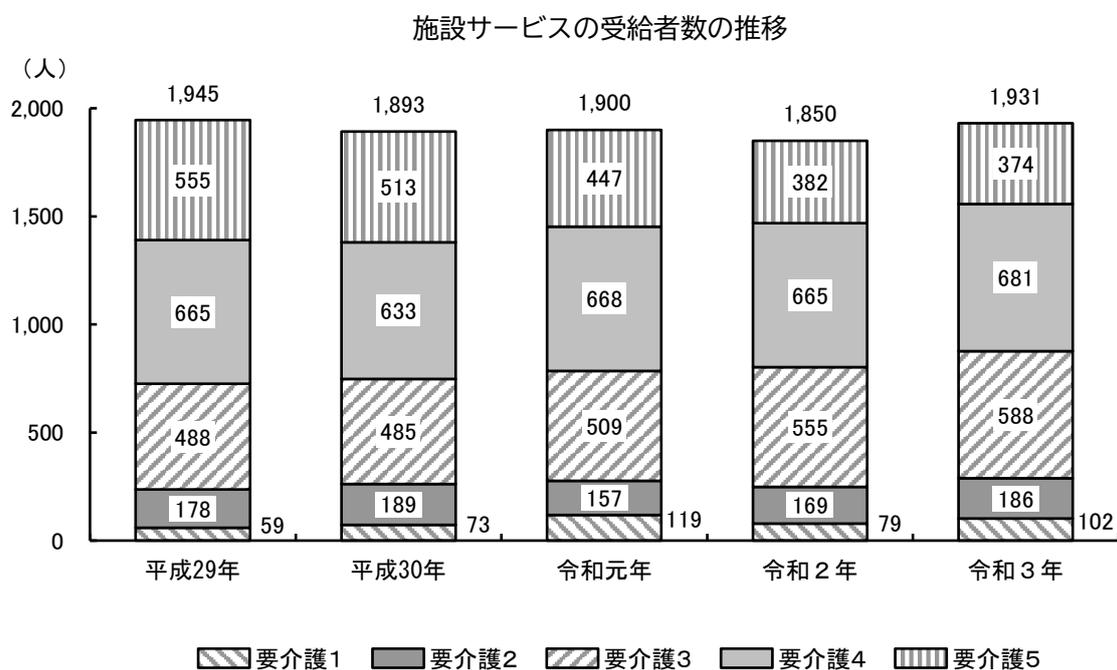
地域密着型サービスの受給者数の推移をみると、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）にかけて減少していたものの、令和2年以降は増加しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

施設サービス受給者数の推移をみると、平成29年度（2017年度）以降、多少の増減はあるものの、1,900人前後で推移しています。

要介護度別にみると、利用者が最も多いのは、いずれの年度も要介護4となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

4 高齢者の生活支援の状況

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防事業

○貯筋くらぶ

健康運動指導士による体操教室を、5会場（笠松中央交流センター、福社会館、松枝交流センター、福祉健康センター、総合交流センター）それぞれ月に2日開催しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加者数(人)	2,759	537	555	1,100	2,725

○単位老人クラブ等への出前講座

単位老人クラブ等地域の団体に対して、保健師等による体操等のミニ健康講座を開催しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催数(回)	33	4	4	4	117

○口腔機能・栄養改善のための講座

出前講座等に組み合わせ、口腔機能・栄養改善の啓発を行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
講座開催数(回)	5	7	5	8	18

○まちのリハビリ教室

理学療法士による虚弱高齢者への指導教室を月に2日開催しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加者数(人)	124	59	63	57	97

○支援会議

理学療法士等による介護予防プランの検証を行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
プラン検証件数(件)	7	14	7	3	4

② 認知症対策

○ふれあいひろば

音楽療法士による音楽を取り入れたレクリエーションなど、閉じこもり・認知症を予防する教室を月に3回行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加者数(人)	520	153	263	489	613

○認知症部会の開催

認知症における課題を明確化し、課題に対する対応策について検討しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催数(回)	4	3	2	3	3

○認知症初期集中支援チーム

医師・看護師等で構成されるチームを設置し、医療や介護につながっていない認知症が疑われる方の家を訪問し、必要なサービスにつなぐ初期対応の支援をしています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
支援件数(件)	3	0	1	5	2

○認知症サポーター養成講座

地域包括支援センターが中心となって認知症サポーターを養成し、増員を図っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
受講者数(人・累計)	1,622	1,819	1,945	2,094	2,349

③ 介護予防・生活支援サービス

○介護予防・生活支援サービス

訪問型サービスA(基準緩和型)をシルバー人材センターに委託し、介護予防・生活支援サービスの充実を図っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(延べ・人)	105	78	60	35	24

④ 在宅医療・介護連携推進

○在宅医療介護連携部会の開催

在宅医療と介護の連携における課題を明確化し、課題に対する対応策について検討しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催数(回)	4	3	2	3	3

○介護の日フェア

在宅医療の紹介や介護用品の展示等を行い、在宅医療や介護について住民に啓発しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
フェア参加者数(人)	250	—	—	—	120

※令和2～4年は中止

○羽島郡在宅医療サポートセンター

地域における在宅医療介護連携の連携拠点として、羽島郡医師会へ委託し、在宅医療サポートセンターを設置しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談受付件数(件)	20	26	11	16	10

○在宅歯科医療・介護連携室

地域における在宅歯科医療介護連携の連携拠点として、羽島歯科医師会へ委託し、在宅歯科医療・介護連携室を設置しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談受付件数(件)	78	57	49	32	32

⑤ 生活支援体制整備

○生活支援コーディネーターの配置

地域で高齢者を支えるまちづくりを推進するため、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、地域における生活支援サービスの提供体制の整備を行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
生活支援コーディネーター配置数(人)	2	2	2	2	2

○まちづくり研究会「いいね・かさまつ」

必要としているサービスを住民自身が提案して住民主体のまちづくりを行う研究会を開催しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加者数(人)	—	63	—	66	—

○機関紙の発行

まちづくりへの理解と住民の主体性を促すために、「支え合い通信」を発行し、取り組み状況を紹介しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
機関紙発行回数	2	3	1	1	1

(2) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になることの予防や、要介護状態の軽減のためのマネジメントを行っています。

具体的には、アセスメント（分析評価）の実施、ケアプランの作成、事業者による事業実施、再アセスメントという流れにより、各高齢者の状況に応じて、介護予防の事業が包括的かつ効率的に提供されているかをモニタリングしています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	1,745	1,766	1,815	1,952	2,132

② 総合相談支援・権利擁護事業

高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を図るために、介護保険外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行います。

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの構築、成年後見制度についての情報提供等、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	6,720	8,406	7,824	7,473	7,584

③ 包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャー等に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築等を行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催件数	6	2	4	3	3
参加者数(人)	124	13			10

※令和2～4年はオンラインでの開催のため参加者数のカウント不可

(3) 任意事業

① 家族介護支援事業

○おむつ購入費助成事業

在宅で常時おむつを使用している町民税非課税の高齢者(要介護3～5)を対象に、おむつの購入にかかった費用を助成しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	25	29	39	37	30

○家族介護慰労事業

在宅の寝たきり高齢者等(要介護4及び5)で、1年以上介護給付を受けていない高齢者の家族に対し、慰労金の給付を行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0

○住宅改修支援事業

住宅改修に伴うコーディネート等の支援を行っています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	0	1	0	0	0
金額	0	2,000	0	0	0

(4) 高齢者福祉施策等の実施状況

① 老人クラブ活動

老人クラブは、地域の60歳以上の高齢者が組織する自主活動団体で、健康・友愛・奉仕を柱に各種の活動を展開しています。高齢者の知識、経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、地域のふれあいや交流を深め、老後の生活を豊かにし、明るい長寿社会づくりに資するため、地域別に組織された単位老人クラブや、その連合体である笠松いきいきクラブ連合会に対して支援を行っています。

単位老人クラブの会員による友愛活動、奉仕活動のほか、笠松いきいきクラブ連合会では年間を通じて歩け歩け運動等のスポーツ大会、体力測定といった健康維持、体力増進事業をはじめ、高齢者の技能を活かす余技作品展や囲碁将棋大会等の文化活動を開催することで、事業拡充に努めています。

○老人クラブ会員数の状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
クラブ数	48	48	48	48	47
会員数	2,046	1,990	1,929	1,858	1,735

② シルバー人材センター

60歳以上の退職された方の就労の受け皿として、地域社会の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を通して、高齢者の就労に対する意欲と能力を発揮していくための組織です。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
会員数	118	82	81	59	68
年間事業収入	48,966	36,840	35,651	34,649	31,251

③ 生涯学習

一人ひとりが、健康で豊かな生活を営むことや、生きがいのある充実した人生にするために、高齢者の社会的能力修得のための教室を開催する等、生涯を通じて行う学習活動を支援しています。

(5) 在宅生活支援

① 緊急通報システム事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者等を対象に、急病や火災等の緊急時に迅速に対応できるよう、緊急通報装置一式を無料で貸し出しています。なお、機器の使用にかかる通話料等の維持経費（電池代）については、利用者の負担となります。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	267	263	262	253	256

② 福祉電話貸与事業

高齢者の孤独感を和らげるとともに、社会環境からの隔絶を防ぎ、民生・児童委員（以下「民生委員」という。）等の協力を得て、安否の確認や不慮の事故等の防止を図っています。

町民税非課税の一人暮らし高齢者で電話を所有していない方に電話の使用権利、電話機を貸与しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	5	4	6	6	6

③ いきいき住宅改善助成事業

要介護1から5までの在宅で介護を受けている高齢者を対象に、在宅での自立した生活と、介護者の負担軽減を図ることを目的としています。

介護保険制度を優先して利用し、介護保険の限度額を超える工事費について助成しています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	5	3	4	4	4

④ 敬老事業（敬老のつどい・敬老会）

満88歳の方を対象に食事会「敬老会」を開催しています。

また、長年にわたり、社会に貢献されてきた高齢者の長寿を祝うため、77歳以上の方を対象に、高齢者の方が楽しめる催し物「敬老のつどい」を開催しています。

地域の関わりが希薄化している現代において、地域社会と高齢者の関わり強化を図ります。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
敬老会参加者数	25	32	27	44	35
敬老のつどい参加者数	461	コロナで中止		台風で中止	300

(6) 社会福祉協議会による地域福祉活動

社会福祉協議会は、地域活動への支援や共同募金活動への協力等、地域の福祉増進に取り組むほか、本町の委託を受けさまざまな地域福祉サービスを行っています。

今後はさらに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域福祉活動の充実を図るとともに、住民がともに支え合う環境づくりやボランティアの発掘、育成、ボランティア活動の活発化を図ることが必要です。

このため、社会福祉協議会が行う各種活動の支援を行っています。

① 配食サービス事業

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、各ボランティアを中心に社会福祉協議会と協働して、配食サービスを提供し、高齢者の食生活の健全化と配達時の交流を深めています。

■事業の実績■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	741	483	842	814	845

② 昼食会

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、各ボランティアを中心に社会福祉協議会と協働して、年2回昼食会を開催し、高齢者相互の交流やボランティアとの交流を深めています。

③ ふれあい・いきいきサロン

一人暮らし高齢者及び日中に一人になる高齢者等の生きがいづくりを目的として、高齢者や民生委員、ボランティアが近くの集会場等に集まり、レクリエーション等を行っています。現在、町内に11のサロンがあり、月に1～2回開催しています。

④ 「えがお」の発行

毎月1回発行し、一人暮らし高齢者に情報提供を行っています。配布は、民生委員に依頼し、あわせて状況把握を行っています。

5 アンケート調査結果から見えるポイント

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

笠松町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況の把握と現状分析を行うとともに、いつまでも安心して暮らすことの出来るまちづくりや、健康寿命の延伸、生きがいを持って暮らすことの出来る社会の実現をめざし、笠松町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するための基礎資料とするため、次の6つのアンケート調査を実施しました。

② 調査の種別及び対象

調査種別	調査対象
介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	要介護認定を受けていない65歳以上の方 ・要支援認定を受けている方
在宅介護実態調査	要介護認定を受けて在宅で生活している方
介護支援専門員調査	本町内の居宅介護支援事業所に所属する 介護支援専門員
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、 小規模多機能居宅介護事業所のケアマネジャー
居所変更実態調査	介護施設等（サービス付き高齢者住宅・有料老人 ホーム含む）
介護人材実態調査	介護事業所、介護施設等（サービス付き高齢者住 宅・有料老人ホーム含む）

③ 調査期間

令和4年12月～令和5年1月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回答状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	1,750 通	1,063 通	60.7%
在宅介護実態調査	560 通	302 通	53.9%
介護支援専門員調査	30 通	23 通	76.7%
在宅生活改善調査	30 通	7 通	23.3%
居所変更実態調査	20 通	12 通	60.0%
介護人材実態調査	43 通	40 通	93.0%

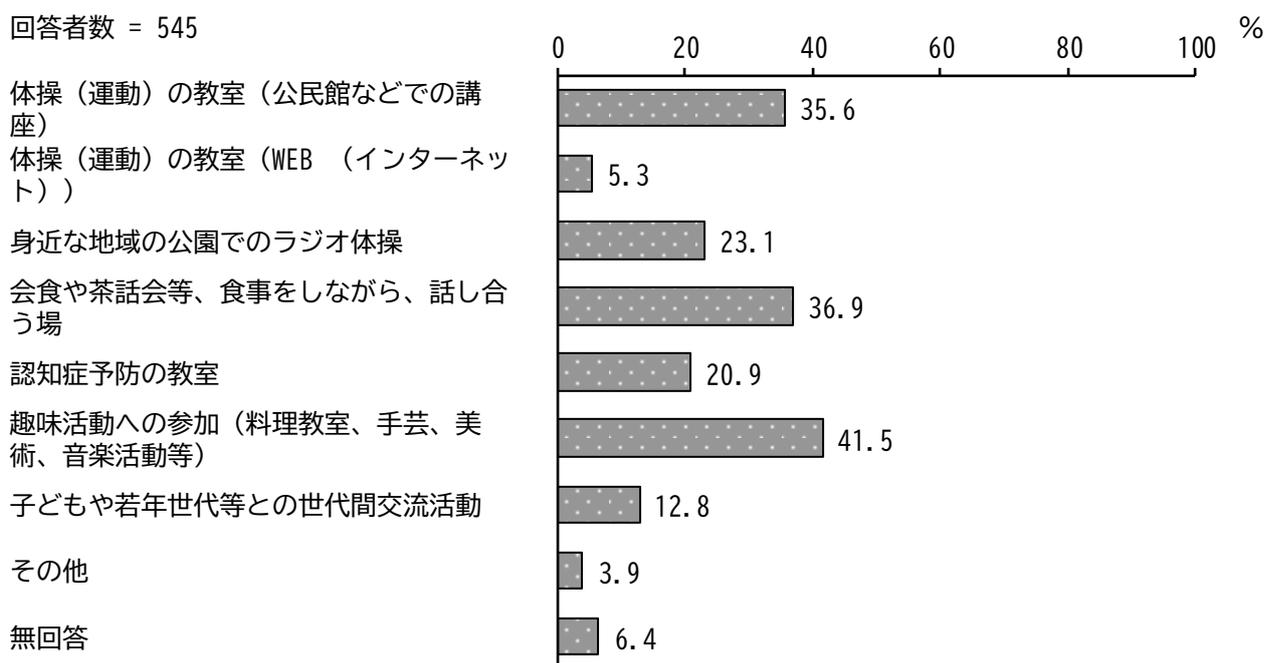
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 地域での活動について

ア 介護予防や健康づくりの活動の参加状況

「趣味活動への参加（料理教室、手芸、美術、音楽活動等）」の割合が41.5%と最も高く、次いで「会食や茶話会等、食事をしながら、話し合う場」の割合が36.9%、「体操（運動）の教室（公民館などでの講座）」の割合が35.6%となっています。

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問51）



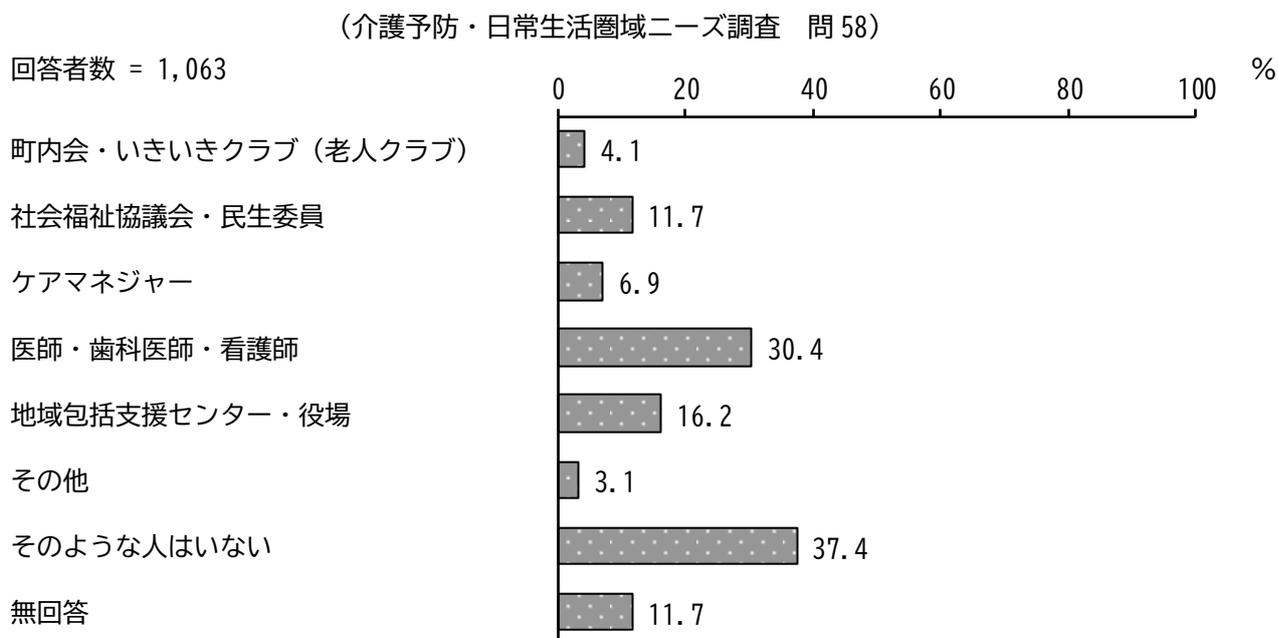
アンケート調査から見える課題

- ・介護予防や健康づくりの活動の参加内容は多様であり、高齢者のタイプに応じた介護予防や健康づくりの情報発信や支援が必要です。

② 助け合いについて

ア 相談する相手

何かあったときに相談する相手について「そのような人はいない」の割合が37.4%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が30.4%、「地域包括支援センター・役場」の割合が16.2%となっています。



アンケート調査から見える課題

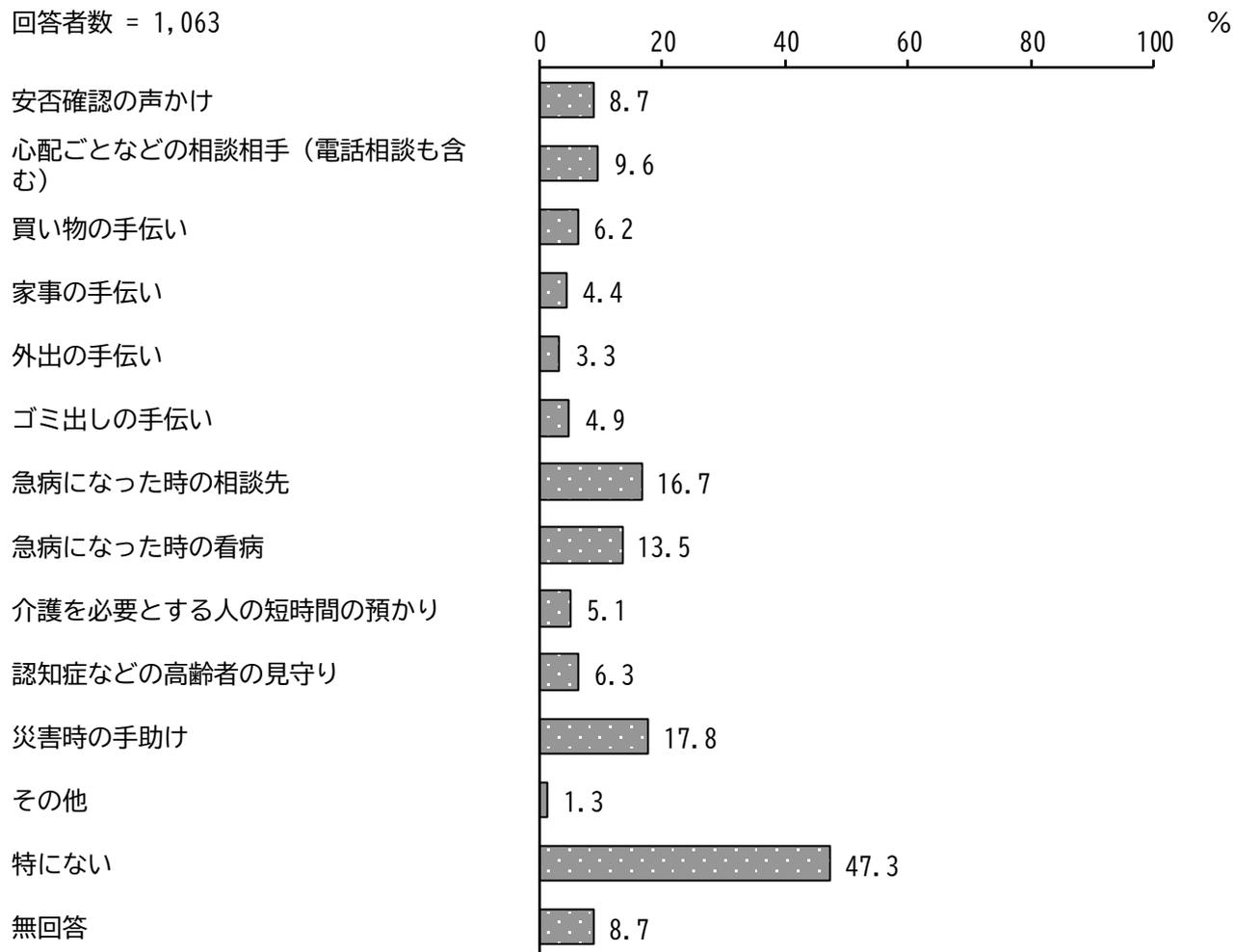
- ・家族以外で、何かあったときに相談する相手について「そのような人はいない」の割合が37.4%となっており、困難な状況が発生した場合に相談につながるよう、地域包括支援センター等の周知が必要です。

イ 日常的に受けたいと思う支援

「特にない」の割合が47.3%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が17.8%、「急病になった時の相談先」の割合が16.7%となっています。

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 62)

回答者数 = 1,063



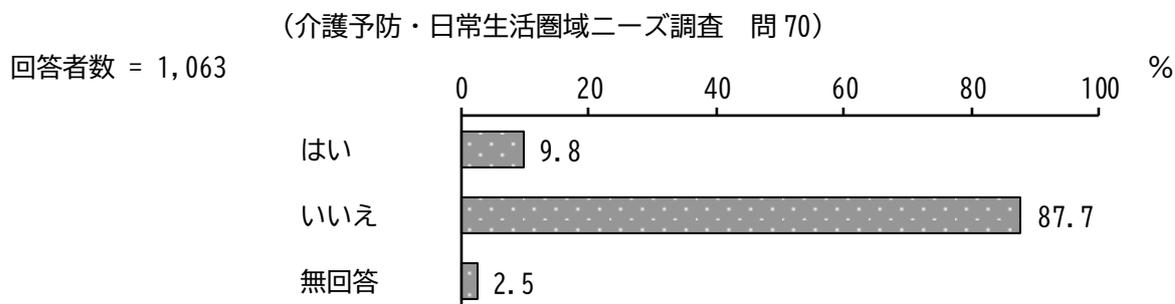
アンケート調査から見える課題

- ・一般高齢者では、「災害時の手助け」「急病になった時の相談先」等、緊急時への支援のニーズが高くなっています。

③ 認知症にかかる相談窓口について

ア 認知症の症状の有無

「はい」の割合が9.8%、「いいえ」の割合が87.7%となっています。

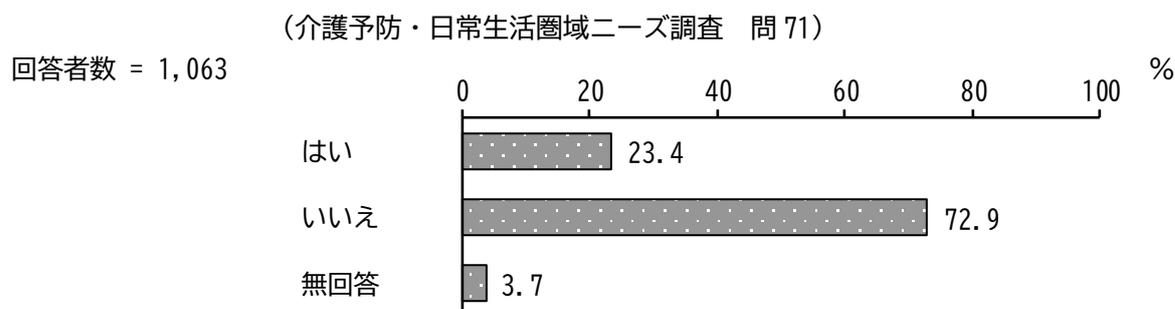


アンケート調査から見える課題

- ・一般高齢者では、ご家族や本人に認知症の症状の有る人が約1割となっています。今後も、認知症高齢者の増加が予測されており、認知症予防の重要性や、認知症の早期発見・早期対応への対策が必要となります。

イ 認知症の相談窓口の認知度

「はい」の割合が23.4%、「いいえ」の割合が72.9%となっています。



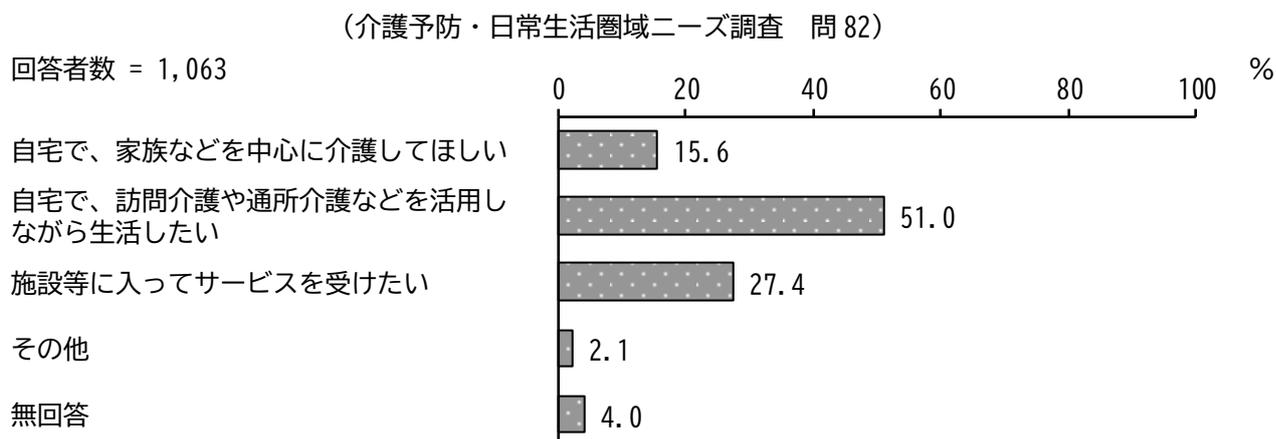
アンケート調査から見える課題

- ・一般高齢者では、認知症の相談窓口の認知度が4人に1人となっており、相談窓口の周知を継続的にしていく必要があります。

④ 介護・介護保険について

ア 今後要介護となった場合に希望する利用形態

「自宅で、訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい」の割合が51.0%と最も高く、次いで「施設等に入ってサービスを受けたい」の割合が27.4%、「自宅で、家族などを中心に介護してほしい」の割合が15.6%となっています。



アンケート調査から見える課題

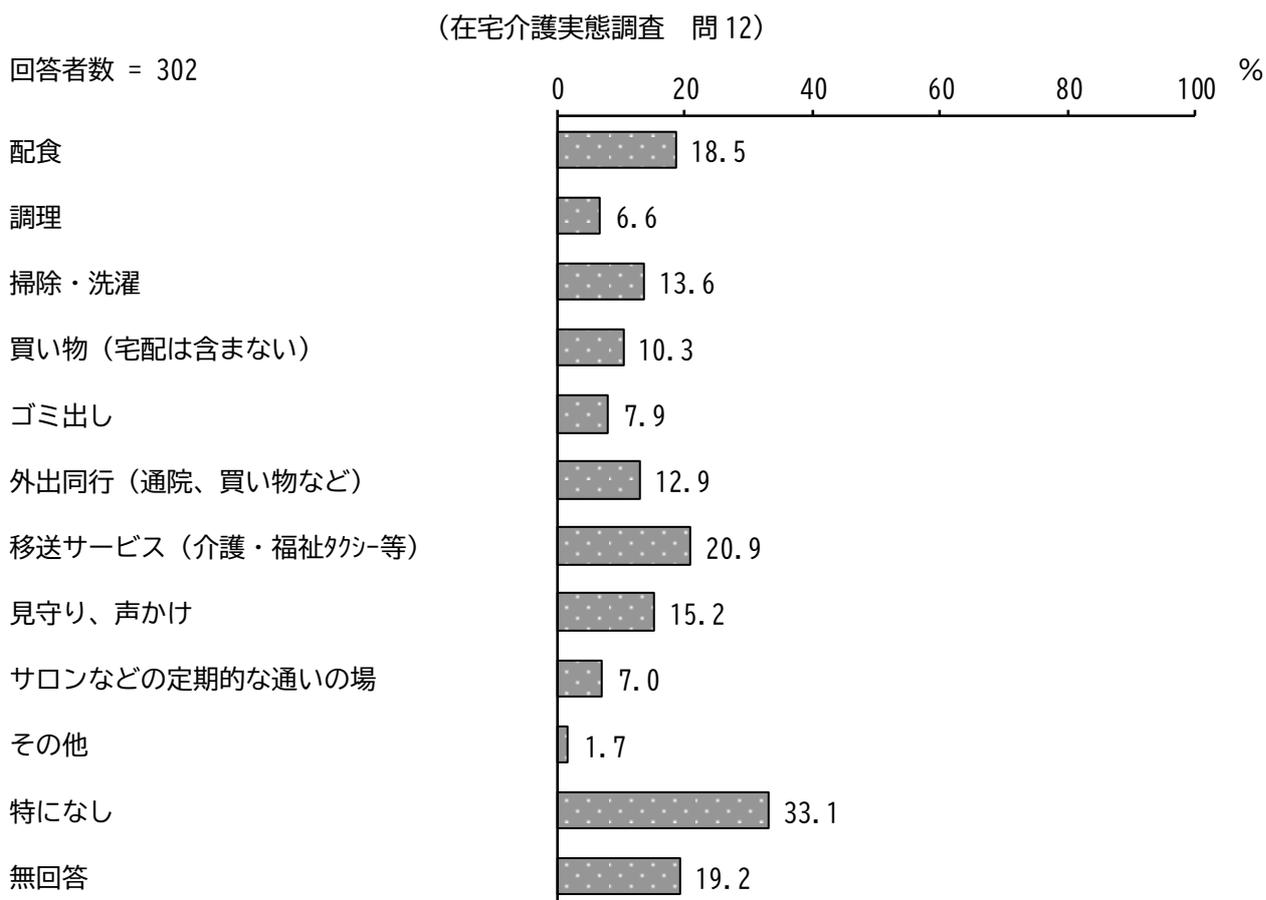
- ・「自宅で、訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい」の割合が51.0%となっており、在宅生活を支える体制の充実が求められています。

(3) 在宅介護実態調査

① 支援・サービスについて

ア 今後必要と感じる又はさらなる充実が必要な支援・サービス

「特になし」の割合が33.1%と最も高く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」の割合が20.9%、「配食」の割合が18.5%となっています。



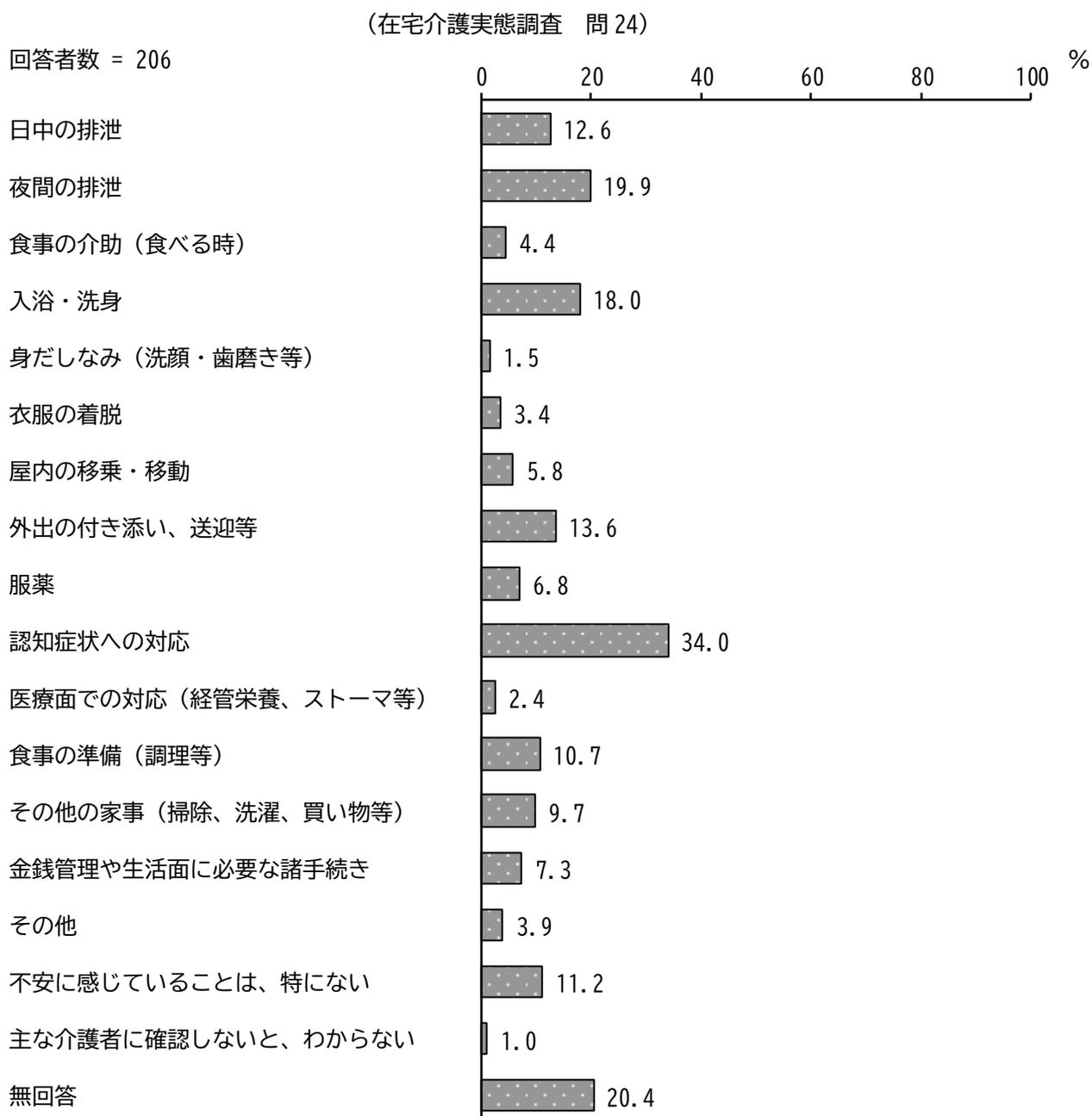
アンケート調査から見える課題

- ・今後必要と感じる又はさらなる充実が必要な支援・サービスは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」の割合が高くなっており検討が必要です。

② 介護の状況について

ア 主な介護者が不安に感じる介護等

「認知症状への対応」の割合が34.0%と最も高く、次いで「夜間の排泄」の割合が19.9%、「入浴・洗身」の割合が18.0%となっています。



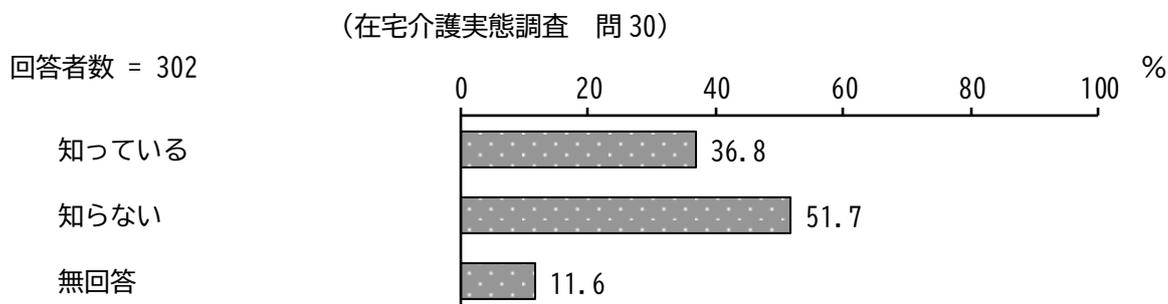
アンケート調査から見える課題

- ・主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」「夜間の排泄」の割合が高く、家族介護者の負担を軽減するサービスの充実が必要となります。

③ 災害時の対応について

ア 避難行動要支援者制度の認知度

「知っている」の割合が36.8%、「知らない」の割合が51.7%となっています。



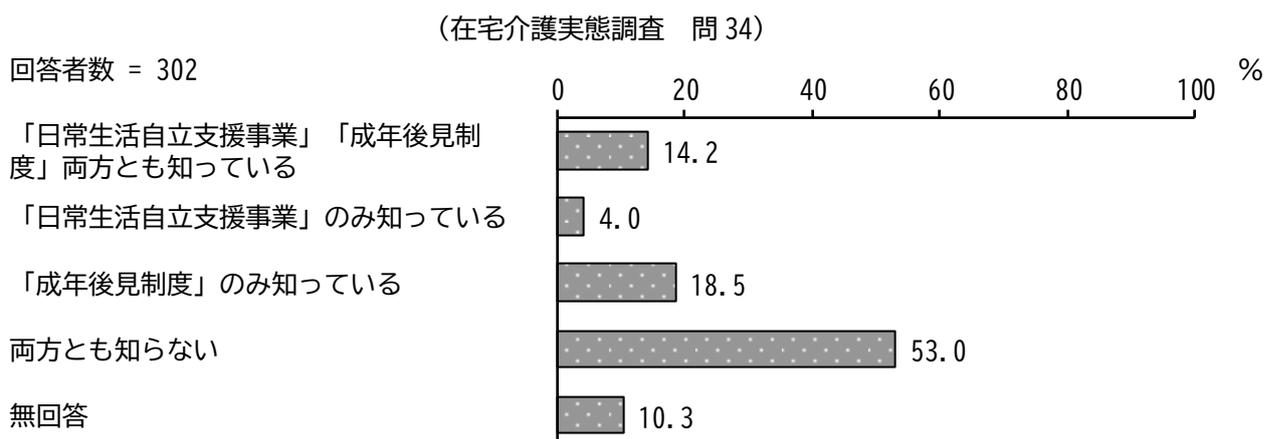
アンケート調査から見える課題

- ・要介護認定者で、避難行動要支援者制度を知らない人が5割を超えていることから、引き続き、制度の周知をしていく必要があります。

④ 認知症の支援について

ア 日常生活自立支援事業や成年後見人制度の認知度

「両方とも知らない」の割合が53.0%と最も高く、次いで「成年後見制度」のみ知っているの割合が18.5%、「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」両方とも知っているの割合が14.2%となっています。

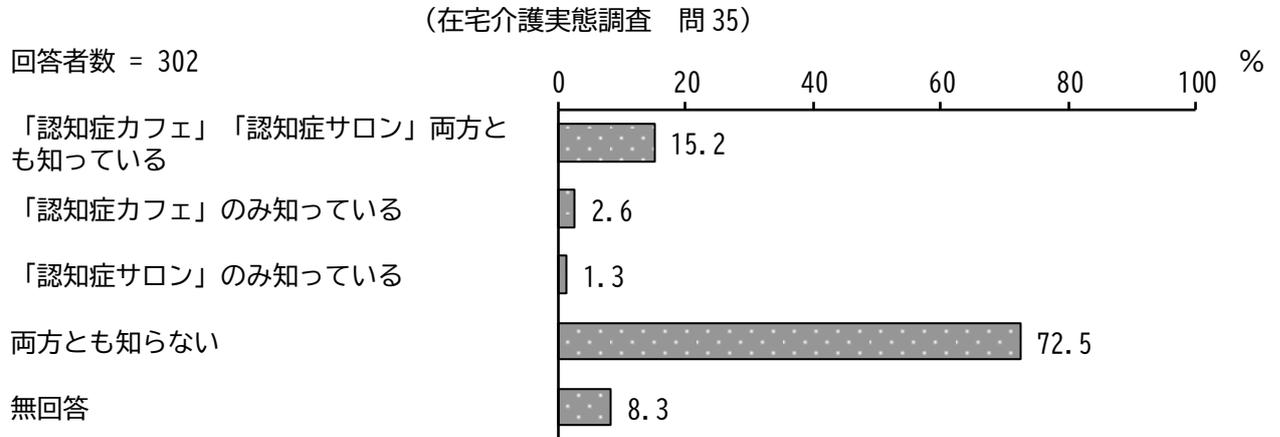


アンケート調査から見える課題

- ・日常生活自立支援事業や成年後見人制度について両方とも知らない人が5割を超えていることから、引き続き、制度の周知を行っていく必要があります。

イ 認知症カフェや認知症サロンの認知度

「両方とも知らない」の割合が72.5%と最も高く、次いで「認知症カフェ」「認知症サロン」両方とも知っている」の割合が15.2%となっています。



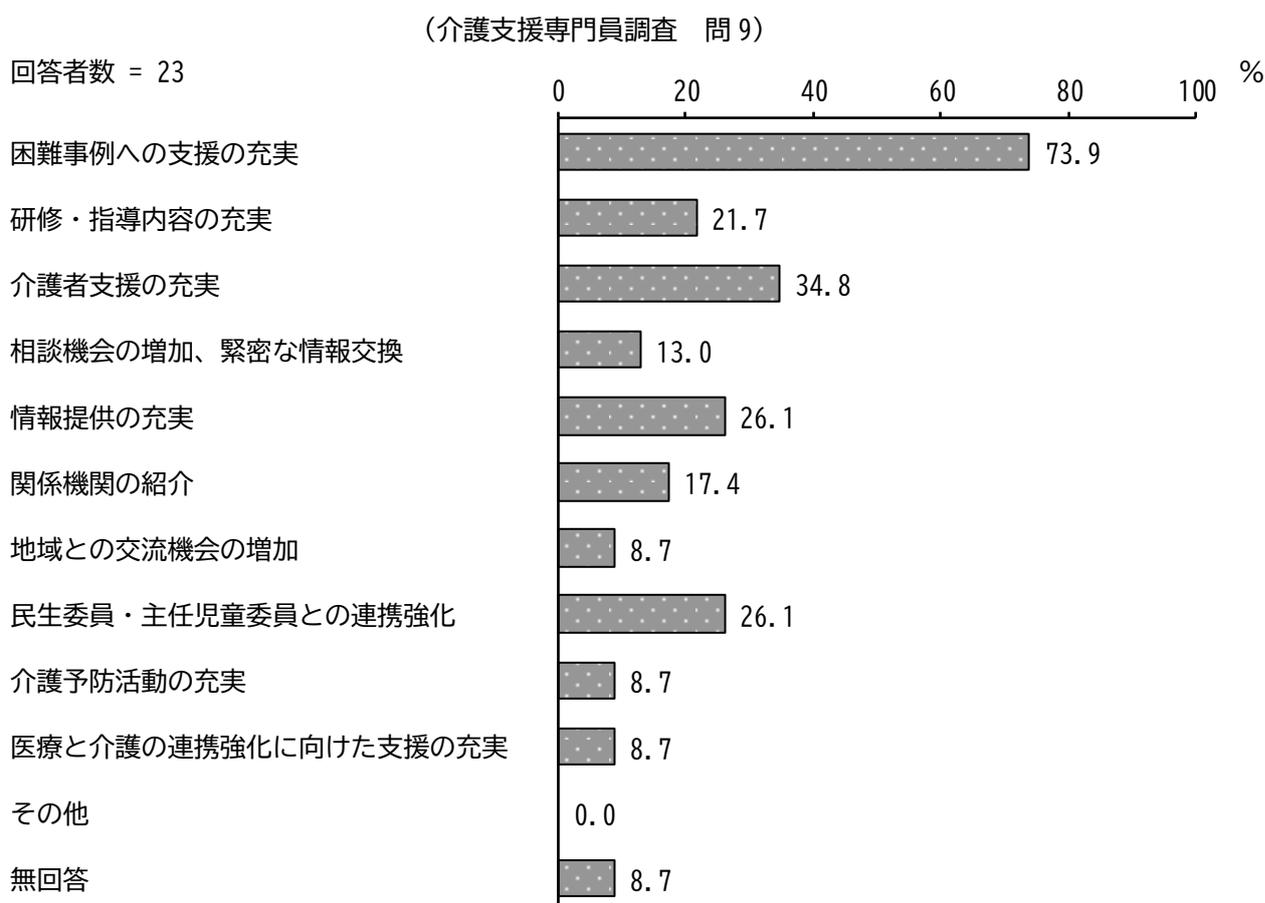
アンケート調査から見える課題

- ・ 認知症カフェや認知症サロンについて両方とも知らない人が7割を超えていることから、引き続き、認知症の他の取り組みも含めて周知を行っていく必要があります。

(4) 介護支援専門員調査

① 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターに期待する機能強化のうち、「困難事例への支援の充実」の割合が73.9%と最も高く、次いで「介護者支援の充実」の割合が34.8%、「情報提供の充実」、「民生委員・主任児童委員との連携強化」の割合が26.1%となっています。

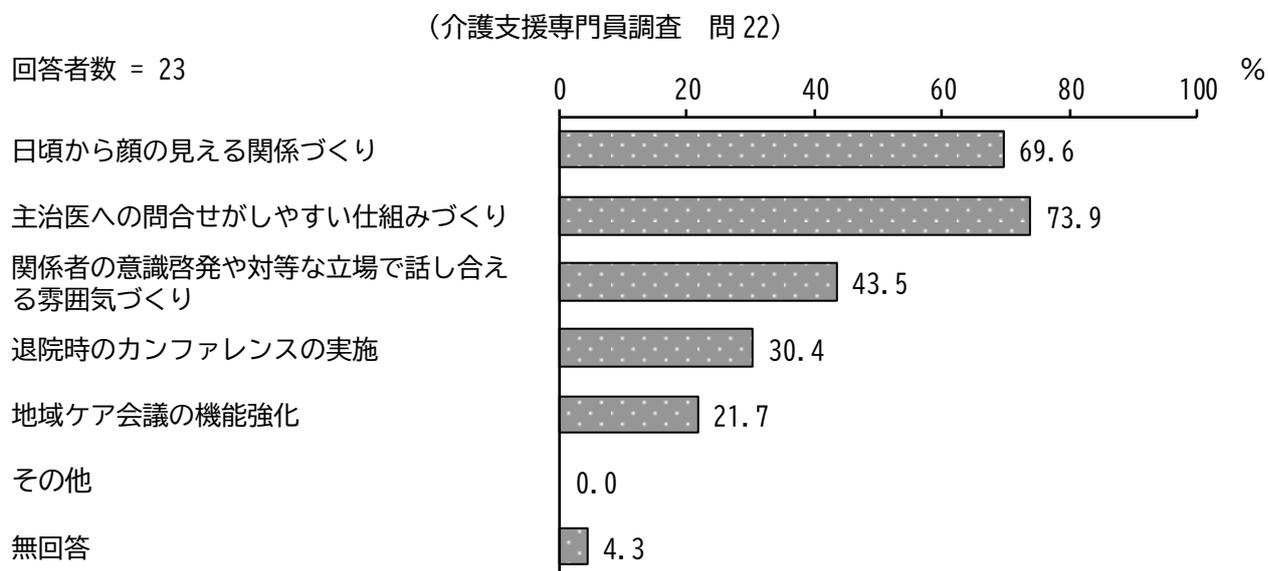


アンケート調査から見える課題

- ・地域包括支援センターに期待する機能強化のうち、「困難事例への支援の充実」の割合が7割を超えており、特に困難事例への対応についての支援が求められています。

② 介護従事者と医療関係者等が多職種連携を進める上での課題について

「主治医への問合せがしやすい仕組みづくり」の割合が73.9%と最も高く、次いで「日頃から顔の見える関係づくり」の割合が69.6%、「関係者の意識啓発や対等な立場で話し合える雰囲気づくり」の割合が43.5%となっています。



アンケート調査から見える課題

- ・ 介護従事者と医療関係者等の多職種連携については、「主治医への問合せがしやすい仕組みづくり」「日頃から顔の見える関係づくり」などがあげられており、連携の強化が求められています。

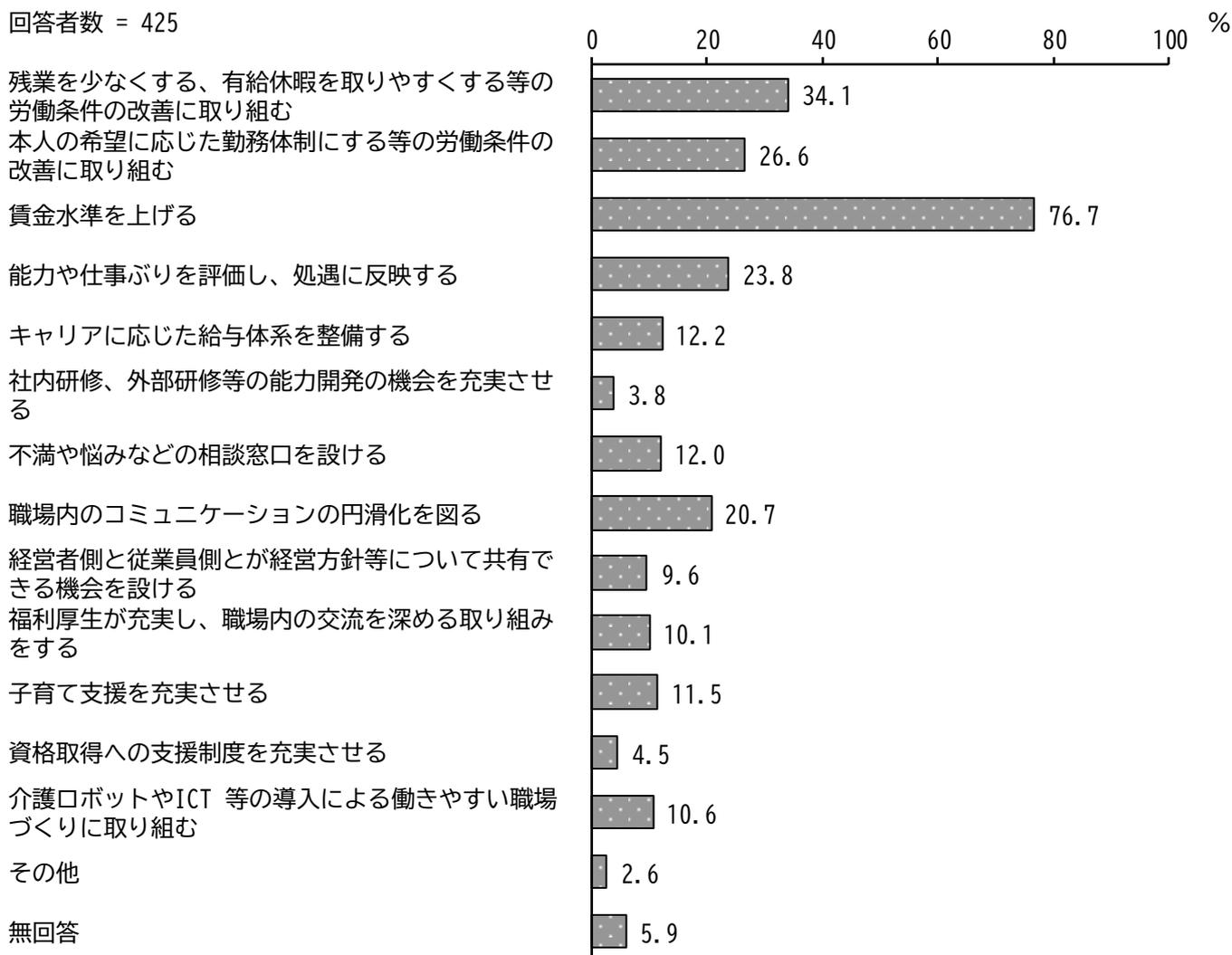
(5) 介護人材実態調査

① 介護人材の早期離職防止や定着促進を図るための方策について

「賃金水準を上げる」の割合が76.7%と最も高く、次いで「残業を少なくする、有給休暇を取りやすくする等の労働条件の改善に取り組む」の割合が34.1%、「本人の希望に応じた勤務体制にする等の労働条件の改善に取り組む」の割合が26.6%となっています。

(介護人材実態調査(従業員調査) 問9-1)

回答者数 = 425



アンケート調査から見える課題

- ・介護人材の早期離職防止や定着促進を図るための方策については、「賃金水準を上げる」の割合が最も高いものの、次いで「残業を少なくする、有給休暇を取りやすくする等の労働条件の改善に取り組む」「本人の希望に応じた勤務体制にする等の労働条件の改善に取り組む」など柔軟な働き方への対策があげられています。

6 第8期計画の取り組み状況と課題

第8期計画では、以下の4つの計画目標に基づき、各施策を推進してきました。本計画では、第8期計画の取り組み状況と課題を踏まえるとともに、高齢者福祉・介護保険の円滑な運営のため、さらなる取り組みの充実を図ります。

●計画目標1 いつまでもいきいきと元気で暮らすために

(1) 健康寿命の延伸

方向性

健康状態の定期的な確認や、結果に基づく生活習慣の改善を促します。
高齢者の健康増進のための取り組みを通じて、健康寿命の延伸を図ります。

<取り組みと課題>

- ① 健康寿命の延伸のための健康づくりの推進
- ② 各種健（検）診・保健指導の実施
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

様々な機会を捉え、健康に関する知識の普及啓発や健（検）診の受診勧奨を行ったほか、「特定健診」、「ぎふすこやか健診」と「がん検診」を同時に受診できるようにするなど受診しやすい体制を整備しました。また、健（検）診で基準値を超えた方には、生活習慣の改善を促す保健指導を行いました。

今後は引き続き、定期的に健（検）診を受けることの重要性や、若い年代から「健康づくり」「介護予防」に対する意識を高めていく必要があります。

(2) 介護予防の総合的な推進

方向性

いつまでも自立した生活を送れるよう、要介護状態の予防及び状態の軽減を図ります。
介護予防事業を充実させるとともに、各取り組みの強化を行います。さらに、リハビリ職との協働により要介護状態の重度化防止を図ります。

<取り組みと課題>

- ① 介護予防の普及
- ② 介護予防事業の充実・重度化の防止

笠松いきいきクラブ連合会主催の「歩け歩け大会」、「体力測定」において、介護予防リーダーや地域包括支援センターが介護予防の普及啓発を行うとともに、「貯筋くらぶ」などを通じたフレイル予防や、「まちのリハビリ教室」などによる重度化防止の介護予防事業を行ってきました。

今後も、身近で気軽に継続して「健康づくりや介護予防」に取り組むことができる環境を整備し、介護予防や重度化防止に関する知識の普及と意識の向上が必要となってきます。

項目		基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		令和元年度				
要介護（支援）認定率（第2号被保険者含む）（%）	目標値		17.1	17.7	18.2	18.8
	実績値	16.8	17.3	17.8	19.0	19.3
	達成率		98.8%	99.4%	95.8%	97.4%
まちのリハビリ教室参加人数（人）	目標値		77	160	200	240
	実績値	124	59	63	57	97
	達成率		76.6%	39.4%	28.5%	40.4%
支援会議における介護予防プランの検証件数（件）	目標値		5	11	16	21
	実績値	7	14	7	3	4
	達成率		280.0%	63.6%	18.8%	19.0%
住民主体の通いの場設置数（か所）	目標値		1	2	2	3
	実績値	1	1	1	1	3
	達成率		100.0%	50.0%	50.0%	100.0%

（3）地域での活動や生きがいのづくりの推進

方向性

高齢者がいつまでも健康で充実した生活を送り、生きがいをもってさまざまな活動に積極的に参加し、地域社会の一員として他の世代とともに役割を担うことができる環境づくりを進めます。

<取り組みと課題>

- ① 地域活動やボランティア活動への支援
- ② 高齢者の多様な交流の場の支援
- ③ 高齢者の就労・就業等の支援
- ③ 生涯学習の取り組み支援

地域住民が気軽に集まり、交流や健康づくりの拠点となる「ふれあい・いきいきサロン」の普及に、社会福祉協議会が中心となって努めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で休止となったまま再開に至っていないサロンもあることから目標値には達しませんでした。また、高齢者の地域活動の主体となるいきいきクラブの活動の支援のほか、高齢者の就労・就業や生きがいの場である、シルバー人材センターについて案内チラシを全世帯に配布するなど、活動を支援しました。

引き続き、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場や、社会参加の場を確保し、家庭、地域、企業等社会の各分野において、生きがいをもって生活ができるための施策を推進していく必要があります。

項目		基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		令和元年度				
ふれあい・いきいきサロン設置数（か所）	目標値		13	16	17	18
	実績値	13	13	13	11	11
	達成率		100.0%	81.3%	64.7%	61.1%

●計画目標2 地域で支え合っていくために

(1) 地域包括支援センターの機能強化

方向性

各種事業及び地域包括ケアシステムの拠点として、地域の高齢者のニーズに対応できるよう、地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワーク強化を進めます。

<取り組みと課題>

- ① 相談・支援体制の充実
- ② 共生型サービスの推進
- ③ 介護予防ケアマネジメントの充実
- ④ 地域包括支援センターの運営強化及び評価

地域包括支援センターは身近な相談窓口として積極的に相談を受け付けたことに加え、民生委員との連携を図り地域の相談支援体制を整備したほか、年々増加していく新規利用者や要支援1、2の認定者に対して介護予防の支援やマネジメントを行ってきました。

社会構造等の変化により、今後ますます複雑化・複合化していく課題やニーズに対応するため、重層的支援の中心となって、障がい分野、児童分野、困窮分野などの他の分野と連携を図っていく必要があります。

項目		基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		令和元年度				
地域包括支援センター総合相談件数(件)	目標値		7,140	6,880	7,040	7,200
	実績値	6,720	8,406	7,824	7,473	7,584
	達成率		117.7%	113.7%	106.2%	105.3%
地域ケア会議の開催回数(支援会議含む)(回)	目標値		10	12	15	18
	実績値	9	13	9	12	10
	達成率		130.0%	75.0%	80.0%	55.6%

(2) 生活支援体制の充実

方向性

高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、身近な生活における各種サービスの提供を行います。また、介護者家族に対し、相談窓口の充実や経験の共有の場づくりを進めます。

<取り組みと課題>

- ① 身近な生活支援サービスの充実
- ② 介護家族等への支援の強化

身近な生活支援として、シルバー人材センターによる訪問型サービスA、ボランティア団体による訪問型サービスBを実施することで支え合い体制づくりを推進していますが、訪問サービスAについては利用者、サービスを提供するシルバー人材センターの会員がともに減少してきています。

超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、

高齢者の質の高い生活を確保するため、地域住民の社会参加や仕組みづくりを更に促進していく必要があります。

項目		基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		令和元年度				
訪問型サービス Aの利用人数 (延べ) (人)	目標値		80	117	129	140
	実績値	105	78	60	35	24
	達成率		97.5%	51.3%	27.1%	17.1%
訪問型サービス Bの実施主体数 (か所)	目標値		2	2	2	3
	実績値	2	2	2	2	2
	達成率		100.0%	100.0%	100.0%	66.7%

(3) 在宅生活を支える基盤整備

方向性

地域で高齢者の生活を支えることができるよう、各種担い手や人材の活用、その発掘を行います。また、移動支援の在り方や方法については、今後検討を進めます。

<取り組みと課題>

- ① 地域支え合い活動等の促進
- ② 地域の人材の発掘・育成
- ③ 地域（福祉）資源開発とネットワークの形成
- ④ 担い手としての就労支援
- ⑤ 外出時の移動支援の充実

社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、人材の発掘や福祉資源の開発のため、「支え合いサポーター養成講座」や「介護予防リーダー養成講座」を開催することで担い手を育成し、地域の住民同士で生活を支え合うことができる基盤づくりを行ってきました。

高齢者が在宅での生活が継続できるよう、これらの活動を継続し地域で支えるネットワークを持続的なものとしていく必要があります。また、高齢者のニーズを的確にとらえ高齢者自身の自立を支える視点で、高齢者の生活を支える介護サービスの提供体制を確保する必要があります。

項目		基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		令和元年度				
支え合いサポーター養成講座受講者数（累計） (人)	目標値		93	103	113	123
	実績値	86	93	98	103	111
	達成率		100.0%	95.1%	91.2%	90.2%
介護予防リーダー養成講座受講者数（累計） (人)	目標値		30	33	38	43
	実績値	28	28	28	42	47
	達成率		93.3%	84.8%	110.5%	109.3%

(4) 在宅医療と介護連携の推進

方向性

医療と介護の両方が必要になった場合にも、高齢者が住み慣れた地域や自宅で暮らすことができるよう、医療・介護に関連する多職種の連携により高齢者を支えます。

<取り組みと課題>

- ① 在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築
- ② 住民への普及啓発
- ③ 関係市町との連携

在宅医療と介護の連携を推進するために医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業所等が参加する「在宅医療・介護連携部会」を開催することで連携を強化し、多職種間で課題を共有することで、切れ目のない在宅医療と介護の連携の提供体制を推進してきました。また、地域における在宅医療・介護連携拠点として「在宅医療サポートセンター」「地域在宅歯科医療連携室」を設置し、地域の医療・介護・福祉の資源を活用した相談のほか、研修会を開催し質の向上を図ってきました。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、今後も住み慣れた地域で自身に合った生活を続けることができるよう、地域における医療・介護の多職種による協働・連携を更に推進し包括かつ継続的な在宅医療と介護の提供が必要です。

項目		基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		令和元年度				
在宅医療サポートセンターの相談件数(笠松町・岐南町合計)(件)	目標値		20	25	30	35
	実績値	20	26	11	16	10
	達成率		130.0%	44.0%	53.3%	28.6%
在宅歯科医療・介護連携室の相談件数(笠松町・岐南町・羽島市合計)(件)	目標値		48	88	98	108
	実績値	78	57	49	32	32
	達成率		118.8%	55.7%	32.7%	29.6%

●計画目標3 いつまでも自分らしく暮らしていくために

(1) 認知症施策の総合的推進

方向性

認知症の共生・予防の考え方のもと、認知症の進行を遅らせるとともに、認知症になった方との共生ができる地域をつくります。また、認知症高齢者や介護者への支援を図ります。

<取り組みと課題>

- ① 認知症への理解を深めるための普及啓発及び相談・支援体制の充実
- ② 認知症の予防対策の推進
- ③ 認知症の容体に応じた適時・適切な医療及び介護等の提供
- ④ 若年性認知症対策の強化
- ⑤ 認知症の人及び介護者への支援

認知症サポーター養成講座の定期開催や小学校への出前講座に加え、社会福祉協議会主催のふくし教室などの場で認知症に対する正しい知識の普及・啓発を幅広い世代に向けて行ってきました。また、養成された認知症サポーターと地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が協働で認知症カフェにおいて、認知症の高齢者やその家族に対する相談・支援を行って来ました。

認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、今後も認知症サポーター養成講座を継続的に実施することでサポーターを増やし、地域住民の連携を支援していくほか、認知症予防に対する教室も継続的に開催し、共生と予防を両輪で推進していく必要があります。

項目	基準値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	令和元年度					
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)(人)	目標値		1,795	1,845	1,895	1,945
	実績値	1,622	1,819	1,945	2,094	2,349
	達成率		101.3%	105.4%	110.5%	120.8%
認知症見守りサポーター養成講座登録者数(累計)(人)	目標値		37	40	44	48
	実績値	32	37	43	43	43
	達成率		100.0%	107.5%	97.7%	89.6%
ふれあい喫茶(認知症カフェ)の参加者数(3か所合計)(人)	目標値		222	640	670	700
	実績値	610	121	182	278	544
	達成率		54.5%	28.4%	41.5%	77.7%
認知症介護者のサロンの参加人数(人)	目標値		54	115	125	135
	実績値	105	24	60	75	120
	達成率		44.4%	52.2%	60.0%	88.9%
見守りSOSステッカー登録者数(人)	目標値		2	5	10	15
	実績値		4	7	18	22
	達成率		200.0%	140.0%	180.0%	146.7%

(2) 高齢者虐待防止

方向性

高齢者の権利を守るため、虐待防止や早期発見等を進めるとともに、虐待発生時には、すみやかに対応できるよう、日頃から関係機関との連携体制の強化を図ります。

<取り組みと課題>

- ① 虐待防止の普及啓発
- ② 早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築
- ③ 高齢者の権利を守るための関係機関と連携した取り組み
- ④ 再発防止への取り組み

町のホームページや広報での相談窓口の周知のほか、介護事業者向けの実地指導時に職員に向けて通報義務について周知して来ました。また、虐待を未然に防ぐために地域の担当民生委員による定期訪問や単位老人クラブ等の活動、隣近所の住民同士の見守りを通じて虐待

防止に繋げてきました。一方で、虐待の疑いがある情報が報告された際には、関係機関で情報共有し速やかに対応してきました。

高齢者が尊厳を保ち、安全に生活するためには、引き続き虐待防止の活動を継続的に行う必要があります。高齢者虐待への対応では、高齢者本人だけでなく養護者の介護負担の軽減、家庭内の課題の解消のための介護保険サービスの導入や見守り支援など養護者へ適切な支援を行うことが必要です。

●計画目標4 安心して暮らせる環境をつくるために

(1) 高齢者見守り施策の推進

方向性

各種主体による地域の高齢者の見守り体制の構築・強化により、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを行います。

<取り組みと課題>

- ① 民生委員による見守り
- ② 地域ぐるみによる高齢者見守り
- ③ 在宅時の生活安全の確保

ひとり暮らし高齢者として登録されている高齢者宅には民生委員による月1回の訪問や笠松・松枝・下羽栗地域のボランティアとの共同で配食、安否確認又は昼食会を月1回の割合で行い、これらの事業を通じて地域での見守りを行うとともに、高齢者見守りネットワーク協定事業者として令和5年3月現在10社と協定を締結し、異変のある高齢者や支援を必要としている高齢者の早期発見の体制を整備してきました。

高齢者が引き続き住み慣れた地域で安心して暮らすためには、これまで以上に住民が主体となった身近な助け合いを進め、孤立化を防止するためのネットワークを確立し見守りを行っていく必要があります。

(2) 災害時等の対応

方向性

災害や感染症等に備えた対策を講じることで、高齢者が安心できる環境の整備を進めます。

<取り組みと課題>

- ① 災害時の避難行動要支援者への対応
- ② 感染症への対策

災害時に高齢者が自宅に取り残されることを防止するため、避難行動要支援者登録名簿を自主防災会長及び民生委員に提供し、地域で高齢者を見守る体制を支援してきました。また、有事が起きた際の避難所における感染症対策について、避難所運営マニュアルに「新型コロナウイルス感染症編」を作成して、抵抗力が弱く感染症に掛かりやすい傾向にある高齢者を守る体制を整備しました。

避難行動要支援者の登録情報が、安否確認の際に有効に活用できるように、情報の更新等を引き続き定期的に行うとともに、未登録者に対して制度の周知・啓発を行い、登録率の向上に努めていく必要があります。

(3) 居住対策の施策の推進

方向性

高齢者の身体の状態や価値観、希望等に合わせた住まいの選択の支援や、安心して生活ができる住まいづくりに努めます。

<取り組みと課題>

- ① 高齢者の居住安定についての施策の推進
- ② 有料老人ホーム等の適切な運営の推進

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるように、木造住宅の耐震診断・耐震工事費用の助成のほか、介護保険の限度額を超えるバリアフリー化等の工事費の助成を行ってきました。一方、自宅での生活が難しくなった場合や何らかの支援が必要になった場合には、多様な住まい方を選択できることが必要であり、令和5年3月末現在町内には有料老人ホームが6施設、サービス付き高齢者向け住宅が2施設あります。

これらの施設については、今後も増加することが見込まれており、岐阜県と連携し、情報の共有を図っていく必要があります。

(4) 介護保険事業の円滑な運営

方向性

介護を必要とする方を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質の向上と安定した供給を行います。

<取り組みと課題>

- ① 介護人材の確保及び資質の向上
- ② サービスの利用支援
- ③ 給付適正化の推進
- ④ PDCAによる施策評価

介護保険制度に関するパンフレットの作成やホームページ、広報等の各種媒体を活用し、制度の周知を行ってきました。また、高齢者ごとにきめ細かな支援を提供するため、モニターシステムや事業所実地指導などでケアプラン点検を行い、介護サービス事業所が過剰・過小又は状態に合わない介護サービスの提供となることを防止してきました。

今後多様化・増大化する介護ニーズに対応するため、介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、これまでと同様に介護保険制度の周知の徹底やケアプラン点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化を継続していく必要があります。

項目		基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		令和元年度				
ケアプラン点検 件数(件)	目標値		12	14	16	18
	実績値	12	38	26	57	36
	達成率		316.7%	185.7%	356.3%	200.0%

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町は、令和3年3月に策定した笠松町第6次総合計画において、「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」を将来像に掲げ、すべてのひとが幸せで癒しを感じられるような『やすらぎ』のあるまちを目指しています。

この将来像の実現に向け、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまちづくりを進めています。

本計画は、総合計画の理念を踏まえるとともに、これまでの高齢者福祉施策との整合性・連続性から第8期計画の理念「いつまでもいきいきと自分らしく、みんなで支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を継承し理念の実現に向けた取り組みの推進を目指します

【 基本理念 】

**いつまでもいきいきと自分らしく、みんなで
支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現**

2 計画目標

高齢化の進展により高齢者の生活形態やニーズが多様化する中で、高齢期を迎えても、いつまでも健康でいきいきと自分らしく、お互いに支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

一方、要介護者や認知症の方が増加する中、支援を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい生き方が尊重され心豊かな人生を送ることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築・深化を推進する必要があります。さらには、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本計画では、本町の状況や介護保険制度の考え方等を踏まえたうえで、基本理念の実現のため、次の4つの計画目標を掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現を図ります。

(1) いつまでもいきいきと元気で暮らすために

高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、各種健（検）診の受診促進や健康づくり事業の充実により健康寿命の延伸を図るとともに、要介護状態の予防や状態の軽減を図るための介護予防事業を推進します。さらに、リハビリ職との協働により要介護状態の重度化防止を図ります。

また、これまでに培った知識や経験を活かした社会参加や地域との交流等、活動機会の提供に努め、高齢者の生きがいを推進します。

(2) 地域で支え合っていくために

「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、その拠点となる地域包括支援センターの相談機能の充実及び関係機関とのネットワーク強化を図るとともに重層的支援体制の構築を図ります。

また、高齢者の日常生活を支える身近な生活支援サービスの充実及び、ヤングケアラーを含む家族介護者の支援強化を図ります。さらに医療・介護双方のニーズを持つ高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう多職種の協働による在宅医療・介護の一体的な提供を推進します。

(3) いつまでも自分らしく暮らしていくために

認知症施策推進大綱の基本的な考え方である「共生」と「予防」に基づき、認知症についての正しい知識の普及啓発、認知症の早期診断・早期対応、適切な認知症ケアや介護者支援等、総合的な認知症施策を推進します。また、高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や、高齢者虐待防止の普及啓発及び早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築を図ります。

(4) 安心して暮らせる環境をつくるために

高齢者が安心して暮らせるよう、地域におけるさまざまな主体による孤立化防止等に向けた見守りを行うとともに、災害発生時に支援が必要な方の把握を行います。また、高齢者の居住対策として、住宅の耐震診断をはじめ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の把握及び提供されるサービスの質の確保を図ります。

さらに、介護保険サービスの円滑な提供及び制度の持続可能性を確保するため、介護人材の育成・確保や介護現場の生産性向上のための取り組みを推進していくとともに介護給付の適正化を図ります。

3 計画の体系

[基本理念]

[計画目標]

[基本施策]

いつまでもいきいきと自分らしく、みんなで支え合いながら、
安心して暮らせる地域共生社会の実現

1 いつまでもいきいきと元気で暮らすために

(1) 健康寿命の延伸

(2) 介護予防の総合的な推進

(3) 地域での活動や生きがいづくりの推進

2 地域で支え合っていくために

(1) 地域包括支援センターの機能強化

(2) 生活支援体制の充実

(3) 在宅生活を支える基盤整備

(4) 在宅医療と介護連携の推進

3 いつまでも自分らしく暮らしていくために

(1) 認知症施策の総合的な推進

(2) 高齢者虐待防止

(1) 高齢者見守り施策の推進

(2) 災害時等の対応

(3) 居住対策の施策の推進

(4) 介護保険事業の円滑な運営

4 安心して暮らせる環境をつくるために

計画目標1 いつまでもいきいきと元気で暮らすために

(1) 健康寿命の延伸

【今後の方向性】

高齢者が、自ら生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるよう、普及啓発に努めるとともに、各種健（検）診の受診促進や健康づくり事業の充実により、健康寿命の延伸を図ります。

【取り組み】

① 健康寿命の延伸のための健康づくりの推進

取り組み	内容
健康づくりの普及啓発	健康状態の確認のための健（検）診受診の重要性やその結果に基づく生活習慣の改善等、高齢者が自主的に健康づくりを行えるよう、正しい知識の普及啓発を行います。

② 各種健（検）診・保健指導の実施

取り組み	内容
特定健診	40～74歳までの国民健康保険加入者を対象とした生活習慣病予防のための健診を行い、生活習慣病の早期発見・早期改善（治療）を推進します。さまざまな機会での受診勧奨や、より受診しやすい体制づくり、健康づくりに関する知識の普及啓発に努め、健康寿命の延伸を図ります。
ぎふ・すこやか健診	後期高齢者医療保険加入者を対象とした生活習慣病予防・フレイル予防のための健診を行い、その結果を一人ひとりの健康状態に合わせた健康の維持や介護予防に役立てます。
はしま・さわやか口腔健診	後期高齢者医療保険加入者を対象とした口腔機能向上のための健診を行います。歯科医師の口腔機能評価に基づき、口腔機能向上プログラム等の介護予防教室への参加につなげ、口腔機能の向上及び介護予防を図ります。
特定保健指導	特定健診で基準値を超えた方に対し、生活習慣の改善及び健康維持のための取り組みを継続できるように、一人ひとりに合わせた指導を行います。
がん検診	がんを早期発見し、早期治療へつなげることで、健康の維持を図ります。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

取り組み	内容
効果的な高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	効果的に高齢者の保健事業と介護予防に取り組むため、国保データベース（KDB）システムを活用したデータ分析を行い、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。

(2) 介護予防の総合的な推進

【今後の方向性】

いつまでも自立した生活を送れるよう、介護予防の普及や事業内容の充実を図るとともに、リハビリ専門職と連携した要介護状態の重度化防止を図ります。

【取り組み】

① 介護予防の普及

取り組み	内容
単位老人クラブ等への出前講座	単位老人クラブやふれあい・いきいきサロン等、地域における高齢者の集いの場で介護予防の出前講座を積極的に行います。
口腔機能向上・栄養改善のための講座	各種事業と組み合わせて、歯科衛生士等による口腔機能向上のための講座を実施します。 栄養改善に関する講座については、管理栄養士による講座のほか、食生活改善推進員による活動の支援を行います。
介護予防の普及啓発	あらゆる年代に対し、健診の重要性や疾病予防、健康の保持増進のための情報や正しい知識等、介護予防の普及啓発に努めます。

② 介護予防事業の充実・重度化の防止

取り組み	内容
貯筋くらぶ	65歳以上の方を対象に、フレイル予防を目的として、運動指導士による体操教室を行います。
まちのリハビリ教室	理学療法士による、虚弱層高齢者を対象とした、高齢者自身の運動機能の把握と機能改善の教室を行います。
支援会議	理学療法士等による介護予防プランの検証を行います。理学療法士等の専門職の意見を取り入れた自立支援に資するケアマネジメントが講じられるよう、内容の充実を図ります。
住民主体の通いの場づくり	体操等の介護予防活動を行う住民主体の通いの場（65歳以上の高齢者による1回5人以上・月2回以上の実施）づくりを推進します。

(3) 地域での活動や生きがいくりの推進

【今後の方向性】

高齢者がいつまでも健康で充実した生活を送り、自らの経験と知識をいかした積極的な社会参加や、新たなことへのチャレンジ、他者との交流など、活動の場や機会の提供に努め、高齢者の生きがいくりを進めます。

【取り組み】

① 地域活動やボランティア活動への支援

取り組み	内容
町内会、単位老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンの活動支援	高齢者の生きがいくりに重要な役割を果たす、地域活動の主体となる組織やグループの活動を支援します。また、元気な高齢者が長年培った知識や経験を活かし、地域社会の担い手として活躍できる仕組みの構築を目指します。

② 高齢者の多様な交流の場の支援

取り組み	内容
福社会館事業の充実	福社会館を単位老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンをはじめとした地域組織（団体）の活動の開催場所や、趣味のサークル等の住民同士の集いの場として開放することで、高齢者の各種活動の活性化を図ります。
敬老事業	長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝うため、77歳以上の方を対象とした高齢者が楽しめる催し物「敬老のつどい」や、満88歳の方を対象とした食事会「敬老会」を開催します。
昼食会	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、ボランティアを中心に社会福祉協議会と協働して年2回昼食会を開催し、高齢者相互の交流やボランティアとの交流を図ります。
ふれあい・いきいきサロンの運営支援	社会福祉協議会が中心となり、ふれあい・いきいきサロンを開催し、地域住民が気軽に集える場をつくるとともに、交流や健康づくり活動を支援します。今後の活動維持のため、社会福祉協議会との連携を深めるとともに活動を支援します。

③ 高齢者の就労・就業等の支援

取り組み	内容
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の就労・就業や生きがいくり、生活支援サービスの担い手としての役割を促進するため、シルバー人材センターの運営支援を行います。高齢者の培ってきた経験・知識を活かしたサービスの提供と人材ニーズのマッチングを図り、高齢者の就労活動の促進や生きがいくりを支援します。 さらに、企業や事業所等にもシルバー人材センターの情報を発信し、高齢者の就労を促進します。

④ 生涯学習の取り組み支援

取り組み	内容
生涯学習講座	生きがいのある充実した人生にするために、高齢者のライフプランや学習ニーズに応じた多様な学習機会を提供することで、生涯を通じて行う学習活動を支援します。

【計画目標1における目標指標】

(2) 介護予防の総合的な推進

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
要介護(支援)認定率(第2号被保険者含む)(%)	19.0	19.3	19.6	19.8	20.0
まちのリハビリ教室参加人数(人)	57	97	105	110	120
支援会議における介護予防プランの検証件数(件)	3	4	7	10	13
住民主体の通いの場設置数(累計)(か所)	1	3	3	4	4

(3) 地域での活動や生きがいづくりの推進

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
ふれあい・いきいきサロン設置数(累計)(か所)	11	11	12	13	14

計画目標2 地域で支え合っていくために

(1) 地域包括支援センターの機能強化

【今後の方向性】

地域包括ケアシステムの拠点として、地域の高齢者のニーズに対応できるよう、地域包括支援センターの相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関や地域と連携を図り、適切なサービスにつなぐことができるようネットワークの強化を図ります。さらに重層的支援体制として、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する体制の構築を図ります。

【取り組み】

① 相談・支援体制の充実

取り組み	内容
総合相談（ワンストップ相談）による制度横断的支援の展開	地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として、介護保険をはじめとする各種相談を受け付けるとともに、必要なサービスや支援へつなげます。 各主体の垣根を越えた総合的な支援ができるよう、ネットワークの構築に努めます。
地域におけるネットワークの構築	相談支援機関等との連携により、分野横断的に相談に応じることができるようネットワークを強化します。
重層的支援体制の推進に向けた連携	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性や世代を問わず包括的に相談を受け付け、対象者のニーズや課題等を丁寧に把握し支援に繋げていきます。

② 介護予防ケアマネジメントの充実

取り組み	内容
予防給付のケアマネジメント	自立支援・重度化防止を目的として、高齢者の心身の状況や置かれている状況に応じて、選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行います。
総合事業のケアマネジメント	総合事業を利用する際、アセスメントに基づきサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行います。

③ 地域包括支援センターの運営強化及び評価

取り組み	内容
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアマネジャー等に対して、個別指導や相談、支援困難事例への指導・助言を行うとともに、ケアマネジャーのネットワーク構築を行います。

取り組み	内容
サービス事業者等への支援	地域包括支援センターが主催する、介護事業所向けの介護制度の説明と情報交換会を実施します。 事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言や指導を実施することで、事業者のサービスの質の向上を目指します。
地域ケア会議の推進	介護にかかる困難事例等の個別ケースをケアマネジャーと地域のケアマネジメントに関わる多様な専門職等が意見交換し、問題解決とケアマネジメントの向上を図ります。 個別ケースの課題分析から地域課題を把握し、住民の抱えている生活の課題の解決へつなげられるよう、地域資源の開発や地域づくりを推進します。

(2) 生活支援体制の充実

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活を支援する多様な生活支援サービスの提供に取り組みます。また、家族介護者に対する相談窓口の充実や、ヤングケアラーを含めた家族への支援を行います。

【取り組み】

① 身近な生活支援サービスの充実

取り組み	内容
介護予防・日常生活支援総合事業	住民等の多様な主体が参画し、さまざまなサービスを提供することで、地域の支え合い体制づくりを推進・強化します。 要介護者が希望した場合の総合事業の利用については、利用者のニーズを踏まえたうえで検討します。
訪問型サービスA（緩和した基準）	シルバー人材センターに委託し、生活援助等を実施します。社会福祉協議会との連携によって担い手を育成し、事業の拡充を図ります。また、多様なサービス提供主体の調査・検討を行い、サービスの拡充を目指します。
訪問型サービスB（住民主体）	ボランティアが主体となった生活援助活動を推進します。ボランティアが生活支援コーディネーターと協力しながら、住民の生活課題に対応したサービスの充実を図ります。
通所型サービスB（住民主体）	生活支援コーディネーターと協力しながら住民主体の通いの場づくりを促進し、介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

② 家族介護者等への支援の強化

取り組み	内容
家族介護者の相談受付	地域包括支援センターの総合相談の一環として、家族介護者の相談を受け付け、専門的なアドバイスを行うとともに、精神的負担の軽減を図ります。
家族介護慰労金の支給	要介護4または5の在宅の寝たきり高齢者等で1年以上介護給付を受けていない高齢者の家族に対し、慰労金の給付を行います。
語らいの場の設置	介護を行う家族同士で、情報や体験について共有できる「介護教室・介護者交流会」等の場づくりを検討します。
おむつ購入費の助成	在宅で常時おむつを使用している町民税非課税の要介護3～5の高齢者を対象に、おむつ購入の費用を助成します。
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、町民への周知啓発に努めます。また学校や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携し、ヤングケアラーが担っている介護による心身の負担軽減を図るとともに、介護を必要とする高齢者への適正な介護サービス受給につなげます。

(3) 在宅生活を支える基盤整備

【今後の方向性】

生活支援コーディネーターの配置をはじめ、地域活動を支える人材の発掘やそのネットワーク化を図ります。また、移動支援のあり方については引き続き検討を行います。

【取り組み】

① 地域支え合い活動等の促進

取り組み	内容
生活支援コーディネーターの配置	地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の育成、新たな地域資源の発掘・サービス開発等を行う、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、地域における生活支援サービスの提供体制の構築を図ります。

② 地域の人材の発掘・育成

取り組み	内容
まちづくり研究会「いいね・かさまつ」	地域において必要なサービスを住民自身が提案する、住民主体のまちづくりを行うための研究会を開催します。
支え合いサポーター養成講座	地域住民同士で気軽に支え合える地域づくりを目指して、生活支援及び介護予防サービスの担い手となるボランティアを養成します。
介護予防リーダー養成講座	高齢者の社会的孤立の解消や心身の健康保持、要介護状態の予防を目的とした介護予防の場を住民主体で開催・運営できるリーダーを養成する講座を開催します。

③ 地域（福祉）資源開発とネットワークの形成

取り組み	内容
横断会議	地域包括ケアシステムに関わるすべての部局の職員や事業者等が参加し、各種サービスの提供や本町での介護や支援のあり方についての検討を行う横断会議を開催します。地域住民を主体とした生活支援サービスの体制を整備するとともに、多職種との情報共有・連携強化を図るための協議体を活用し、必要なサービスの創設等の検討を進めます。
支え合いサポーターの活動支援	支え合いサポーターが地域での支え合い活動を推進できるよう、地域資源の把握と必要なサービスとのマッチングを行うほか、サポーターの組織化を図る等、活動の支援を行います。
介護予防リーダーの活動支援	介護予防リーダー養成講座の修了者が、ふれあい・いきいきサロン等での介護予防活動への参加に留まらず、自主的な介護予防活動ができるよう、介護予防リーダーの育成と活動の支援を行います。

④ 担い手としての就労支援

取り組み	内容
在宅生活を支える担い手としての就労支援	支え合いサポーター養成講座の修了者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう、シルバー人材センター等での就労につなげる等の支援を行います。

⑤ 外出時の移動支援の充実

取り組み	内容
通院、買い物における交通手段の確保の検討	高齢者等実態調査においてニーズの高い、高齢者の通院や買い物等の移動支援については、町全体の公共交通体制の整備の方向性を踏まえ検討します。
通いの場等への移動支援の検討	高齢者の自宅から通いの場等への移動支援については、高齢者のニーズ及び担い手の状況等を踏まえ検討します。

(4) 在宅医療と介護連携の推進

【今後の方向性】

支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう多職種の連携を強化し、在宅生活を支える体制の充実を図ります。

【取り組み】

① 在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築

取り組み	内容
在宅医療・介護連携推進協議会、部会の運営	在宅医療と介護の連携を推進するために、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業所・保健所・本町で構成する、在宅医療・介護連携推進協議会、部会を開催します。医師、歯科医師、薬剤師、病院ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等の各専門職種が共通認識を持ち、互いの専門性を活かした連携を進めます。連携の強化により切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築・推進を図るとともに、課題を共有し改善につなげます。また、今後ニーズが高まると考えられる終末期ケアのあり方や在宅での看取りの体制整備について検討します。
在宅医療サポートセンターの運営の支援	地域における在宅医療・介護連携の連携拠点として、羽島郡医師会へ委託し、在宅医療サポートセンターを設置しています。サポートセンターでは、把握している地域の医療・介護・福祉の資源を活用した相談のほか、在宅医療・介護の知識に関する研修を計画的に実施し、顔の見える関係づくりと在宅医療・介護の質の向上を図っています。今後、連携の拠点として機能の強化が図れるよう運営の支援を行います。
地域在宅歯科医療連携室の運営の支援	地域における在宅歯科医療介護連携の連携拠点として、羽島歯科医師会へ委託し、地域在宅歯科医療連携室を設置しています。在宅要介護者等の歯科治療・口腔ケアについての相談窓口の設置のほか、医療・介護関係者を対象とした研修を行い、多職種間の連携を図っています。今後、更なる連携の強化が図れるよう、運営の支援を行います。
多職種協働による医療・介護の一体的提供体制の推進	在宅で療養する高齢者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる様々な場面（①日常の療養支援、②入退院の支援、③急変時の対応、④看取り）において、切れ目のない支援を推進するため、医療・介護等の多職種が連携し協働する体制構築に取り組みます。

② 住民への普及啓発

取り組み	内容
介護の日フェアの開催	在宅医療の紹介や介護用品の展示を行い、地域住民に対して在宅医療や介護について啓発を行います。
人生会議の普及啓発	意思決定能力が低下した場合に備え、高齢者自身が大切にしていることや生き方などを家族等と話し合う人生会議（ACP＝アドバンス・ケア・プランニング）について、普及啓発を行います。 また、高齢者の思いや希望を記載しておくことで、家族や支援する関係者が確認・共有することができるエンディングノートについて検討します。

【計画目標2における目標指標】

(1) 地域包括支援センターの機能強化

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
地域包括支援センター 総合相談件数(件)	7,473	7,584	7,600	7,700	7,800
地域ケア会議の開催回数 (支援会議含む)(回)	12	10	12	15	18

(2) 生活支援体制の充実

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
訪問型サービスAの利用 人数(延べ)(人)	35	24	30	36	42
訪問型サービスBの実 施主体数(累計)(か所)	2	2	2	2	2
通所型サービスBの実 施主体数(累計)(か所)	0	1	2	2	2

(3) 在宅生活を支える基盤整備

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支え合いサポーター養 成講座受講者数(累計) (人)	103	111	115	120	120
介護予防リーダー養 成講座受講者数(累計) (人)	42	47	55	55	60

(4) 在宅医療と介護連携の推進

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
在宅医療サポートセンターの相談件数(笠松町・岐南町合計)(件)	16	10	15	20	25
在宅歯科医療・介護連携室の相談件数(笠松町・岐南町・羽島市合計)(件)	32	32	37	42	47

計画目標3 いつまでも自分らしく暮らしていくために

(1) 認知症施策の総合的推進

【今後の方向性】

認知症施策推進大綱の基本的考え方である「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症への理解を深めるための啓発や認知症予防対策を総合的に推進します。

【取り組み】

① 認知症への理解を深めるための普及啓発

取り組み	内容
認知症の正しい知識の普及啓発	共生社会の実現のために、地域住民に対して認知症について関心と理解を深める取り組みと認知症に関する相談窓口の啓発を行います。
認知症ケアパスの充実	認知症の方の生活機能障がいの進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを認知症の方や家族に提示する「認知症ケアパス」の充実と、周知を図ります。

② 認知症の相談・支援体制の充実

取り組み	内容
認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを養成します。
チームオレンジの構築	認知症の方や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を構築し、認知症の方が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

取り組み	内容
認知症地域支援推進員の配置	認知症の容態に応じて高齢者やその家族を支援するためのネットワーク形成及び認知症ケアの向上を図るための推進役として、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、相談・支援体制の充実を図ります。

③ 認知症の予防対策の推進

取り組み	内容
ふれあいひろば	認知症予防のために、音楽療法士による音楽を取り入れたレクリエーションや認知症予防ゲームなどを実施し、閉じこもり・認知症を予防するための教室を開催します。

④ 認知症の容体に応じた適時・適切な医療及び介護等の提供

取り組み	内容
認知症対策協議会、部会の設置	医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業所・警察署・町で構成する認知症対策協議会、部会を設置し、認知症に対する理解の普及啓発を実施するとともに、認知症の方やその家族に対する支援体制の構築を図ります。
認知症初期集中支援チームの設置	羽島郡医師会及び松波総合病院に委託し、医師・看護師等で構成する認知症初期集中支援チームを設置しています。医療や介護につながない認知症が疑われる方の家を訪問し、必要なサービスにつなぐ等初期対応の支援を行います。

⑤ 若年性認知症施策の強化

取り組み	内容
地域包括支援センターでの相談	今後増加が見込まれる若年性認知症について、地域包括支援センターで相談・支援を行うほか、実態の把握に努めます。

⑥ 認知症の人及び介護者への支援

取り組み	内容
ふれあい喫茶（認知症カフェ）の開設	認知症の方やその家族が相互交流と情報提供できる語らいの場として、ふれあい喫茶を3地域で月1回開催します。
認知症介護者のサロンの開設	認知症の方を介護する家族の精神的負担の軽減や相談できる場として、認知症介護者のサロンを開催します。
見守りSOS事業	認知症高齢者が行方不明になった場合、早期に発見・保護・引き渡しを行うため、町・地域包括支援センター・岐阜羽島警察署が連携して高齢者を検索します。対象として登録した方にはSOSステッカーを交付します。

取り組み	内容
個人賠償責任保険助成事業	在宅で生活する認知症高齢者が日常生活に起因する偶然の事故により、第三者に対して損害賠償責任を負った場合に、その損害を補償するための個人賠償責任保険料を本町が負担することで認知症高齢者を介護する家族等の不安や負担を軽減します。
G P S 機器導入助成事業	行方不明になるおそれのある、在宅で生活する認知症高齢者を介護する家族に対して、G P S 機器の購入又はレンタルに係る費用を助成し、行方不明時の早期発見・保護に繋げるとともに、認知症高齢者を介護する家族等の不安や負担を軽減します。

(2) 高齢者虐待防止

【今後の方向性】

高齢者が尊厳ある生活を続けるために、高齢者虐待の予防や早期発見を進めるとともに、虐待発生時には、すみやかに対応できるよう、日頃から関係機関との連携体制の強化を図ります。

【取り組み】

① 虐待防止の普及啓発

取り組み	内容
高齢者虐待相談窓口の周知	虐待に気づいた時の相談場所（福祉子ども課・健康介護課・地域包括支援センター）や通報義務の周知を図り、虐待の早期発見・早期対応につなげます。
介護保険事業所等への研修会の実施	地域包括支援センターが中心となり介護支援専門員への研修を行い、家族からの身体的虐待や介護放棄等への対策等、広く高齢者虐待についての正しい知識と理解を深めるよう努めます。また、高齢者施設、事業所等に向けて啓発を行うほか、実地指導等の際に高齢者虐待防止の取り組みについて確認・指導を行います。

② 早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築

取り組み	内容
早期発見、見守りの体制構築	町内会や隣近所の住民が地域の高齢者の異変を察知し、町、地域包括支援センターや警察に連絡・相談する体制整備を進めます。地域での見守りの重要性について啓発を行い、地域ぐるみで高齢者を見守る体制の構築を図ります。

③ 高齢者の権利を守るための関係機関と連携した取り組み

取り組み	内容
成年後見制度の利用支援	成年後見支援センターにおいて認知症等により金銭管理ができなくなった場合や判断能力が乏しくなった場合の成年後見制度に関する相談や利用支援を行うとともに、専門知識を有する弁護士等と協議し、高齢者の状況に応じた適切な支援ができる体制の整備を検討していきます。また、成年後見制度について広く周知していきます。
日常生活自立支援事業	比較的軽度な認知症や金銭管理等の支援が必要な高齢者を対象に、福祉サービスの申請手続きや預貯金の出し入れ、公共料金の支払いを代行するサービスを社会福祉協議会で実施します。
養護老人ホーム等への入所措置	虐待が表面化した場合、専門職の介入により分離が適切と判断した際には、老人福祉法による緊急措置として、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置をとり、安全で安心な日常生活が送れるように配慮します。
警察への援助要請	深刻な高齢者虐待が発生した場合等、警察への援助要請が必要になった際にすみやかに協力体制がとれるよう、日頃から情報共有を行う等警察との連携を図ります。
権利擁護センターの設置の検討	権利擁護推進の中心となる機関として、権利擁護支援センターの設置及びその運営体制について検討を進めます。

④ 再発防止への取り組み

取り組み	内容
虐待を行った養護者への相談・支援	養護者による高齢者虐待の発生要因として「介護疲れ・介護ストレス」があることから、介護者である家族の不安や悩みを聞き、アドバイスを行う相談機能の充実・強化を図ります。
介護施設従事者等への研修の働きかけ	介護施設等における虐待の発生要因として「教育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」があることから、介護事業者に対して研修やストレス対策を適切に行うように働きかけをします。

【計画目標3における目標指標】

(1) 認知症施策の総合的推進

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)(人)	2,094	2,349	2,599	2,849	3,099
認知症サポーターステップアップ講座受講者数(累計)(人)	32	33	35	38	40

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
ふれあい喫茶（認知症カフェ）の参加者数（3か所合計）（人）	278	544	550	555	560
認知症介護者のサロンの参加人数（人）	75	120	125	130	135
見守りSOSステッカー登録者数（累計）（人）	18	22	27	32	37

計画目標4 安心して暮らせる環境をつくるために

(1) 高齢者見守り施策の推進

【今後の方向性】

民生委員や各種主体による地域の高齢者の見守り体制の構築・強化により、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【取り組み】

① 民生委員による見守り

取り組み	内容
民生委員による訪問活動	一人暮らし高齢者を民生委員が月に1回訪問し、社会福祉協議会の発行する「えがお」を配布するとともに、高齢者の状況の把握・確認を行います。日頃から身近な相談者としての役割を果たし、必要に応じて町や地域包括支援センターへ連絡をします。

② 孤立化の防止に向けた地域ぐるみによる高齢者見守り

取り組み	内容
地域での見守りネットワークの構築	町内会や単位老人クラブ等の活動、高齢者見守りネットワーク事業やボランティアを通じた継続的な見守りを行うことで、高齢者の孤独・孤立防止につなげます。
高齢者見守りネットワーク事業	事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者等と連携して、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、支援につなげます。
配食サービス事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、ボランティアを中心に社会福祉協議会と協働して配食サービスを提供し、高齢者の食生活の健全化と配達時における交流を図ります。

③ 在宅時の生活安全の確保

取り組み	内容
緊急通報システムの設置	65歳以上の一人暮らしの高齢者等を対象に、急病や火災等の緊急時に通報ができる緊急通報装置の貸し出しを無料で行い、羽島郡広域連合消防本部と連携して自宅で安全な生活を維持・継続できるよう支援します。 システム機器の進化や高齢者の生活形態の変化等に注視しながら、事業の実施方法の検討を行います。

(2) 災害時等の対応

【今後の方向性】

災害や感染症等に備えた対策を講じることで、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を進めます。また、高齢者やサービス事業者等に対して、感染症対策に関する正しい知識の普及啓発を行います。

【取り組み】

① 災害時の避難行動要支援者への対応

取り組み	内容
避難行動要支援者名簿への登録支援	災害時に支援が必要な方を把握するための避難行動要支援者名簿への登録について、各種事業を通じた対象者の把握に努め、防災担当部局と連携を図りながら名簿への登録の支援を行います。

② 感染症への対策

取り組み	内容
感染症等への対応	高齢者やサービス事業者等に対して、感染症対策に関する正しい知識の普及啓発を行います。 また、災害発生時の避難所における感染防止対策について避難所定員の見直し、備蓄品へのマスク・消毒等の衛生資材の追加等の対策を行います。

(3) 居住対策の施策の推進

【今後の方向性】

高齢者が安心して暮らせるようにするため、高齢者の身体の状態や価値観、希望等に合わせた住まいの選択の支援や、安心して生活ができる住まいづくりに努めます。

【取り組み】

① 高齢者の居住安定についての施策の推進

取り組み	内容
住宅の耐震診断	高齢者が安心して現在の住まいで暮らし続けることができるよう、木造住宅の耐震診断・耐震工事費用の助成等、耐震化促進のための支援を行います。
いきいき住宅改善助成事業	要介護1～5の在宅で介護を受けている高齢者を対象に、バリアフリー化等の工事費について、介護保険の限度額を超える工事費の助成を行います。
養護老人ホームへの入所	生活面に困難を抱える高齢者に対し、養護老人ホームへの入所等による住まいと生活の一体的な支援を図ります。

② 有料老人ホーム等の適切な運営の推進

取り組み	内容
県と連携した対象施設の把握及び質の確保の取り組み	今後さらに増加が予想される有料老人ホーム等について、県と情報共有を図りながら正確な把握に努めます。 また、県と連携を図りながら必要に応じて、特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム等への移行を促します。

(4) 介護保険事業の円滑な運営

【今後の方向性】

介護保険事業を円滑に運営するとともに、制度の持続可能性を確保するため、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及び、介護人材の確保、質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

【取り組み】

① 介護人材の確保及び資質の向上の推進

取り組み	内容
国や県と連携した地域包括ケアを支える人材の確保への取り組み	将来にわたり地域包括ケアシステムを維持していくためには、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足への対策を進めることが重要です。そのため、必要となる人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等についての取り組みを推進します。
リスクマネジメントの推進	介護サービス事業所で発生した事故等については、事故報告書による報告の徹底を促すとともに、報告された事故情報の集計・分析を行い、介護現場に対する指導や支援等に活用していきます。

取り組み	内容
ハラスメント対策の推進	令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられたことを踏まえ、介護サービス事業所に対する指導等を行うことで、ハラスメント対策の推進に向けた体制整備の支援・連携体制の強化を行い、介護職員が安心して働くことができるよう、職場環境・労働環境の改善を図っていきます。

② サービスの利用支援

取り組み	内容
介護保険制度の周知	介護保険制度に関するパンフレットや広報かさまつ、ホームページ等の各種広報媒体の積極的な活用や、地域の懇談会や出前講座等の機会を活用し、介護保険制度に対する理解を促します。
相談体制の充実	本町の介護保険の窓口のほか、地域包括支援センターによる相談窓口について、周知を図るとともに、住民に寄り添った対応を行えるよう、相談体制の充実を図ります。

③ 給付適正化・見える化の推進

取り組み	内容
要介護認定の適正化	要介護認定は、全国一律の基準で公平・公正に行われることが重要です。認定調査員や調査を委託する居宅介護支援事業所等に、適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得するための研修等を行います。
サービスの質の確保	地域包括支援センターが主体となり、介護事業所向けの介護保険制度の説明と情報交換会を実施します。苦情相談対応の充実や、事故防止に向けた適切な助言・指導を実施することで、事業者のサービスの質の向上を図ります。
ケアプランの点検等	一人ひとりに応じたきめ細かな支援の提供をするため、過剰・過小なサービスの提供や、利用者の状態に合わない介護サービス・介護給付がないか等、利用者への確認等ケアプランの点検を実施し、介護サービス及び給付の適正化を図ります。
住宅改修等の点検	住宅改修の内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかについて、リハビリ職の視点も含め住宅改修を点検し、適正化を図ります。 また、福祉用具購入においても、必要性や利用状況を確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を元に提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行います。 また、岐阜県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

④ PDCAによる施策評価

取り組み	内容
事業計画の適正な進捗管理	本計画に盛り込んだ事業の評価については、定期的の実績を把握するとともに、保険者機能推進交付金等の評価を活用し、PDCAサイクルにより評価・点検を行い、進捗状況の管理をします。 また、その進捗状況については、笠松町老人福祉計画等作成委員会等へ報告し、状況を確認します。
保険者機能強化推進交付金等の活用	高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するために創設された保険者機能強化推進交付金及び新たな予防・健康づくりに資する取り組みに重点化した介護保険者努力支援交付金を有効活用し、地域の課題分析を行ったうえで、改善につなげる取り組みを推進します。

⑤ 介護現場の生産性向上の推進

取り組み	内容
介護ロボット・ICT 導入支援	移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援の場面において介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボット・ICT を導入する費用について県の補助制度の情報を提供することで活用を促進し、働きやすい職場環境の整備及び介護従事者の確保に努めます。
文書負担の軽減	介護サービス事業者の事務手続に係る負担軽減のため、これまでに行ってきた押印省略や電子申請の拡大などに加え、第9期期間中には、指定申請等における標準様式の使用、「電子申請・届出システム」の利用が原則化されることから、さらなる負担軽減を図ります。

⑥ 共生型サービスの推進

取り組み	内容
介護保険と障がい福祉の共生型サービスの推進	障がい者が65歳となり、介護保険制度に移行することとなっても、同一の事業所を継続して利用できるようにすることで、高齢障がい者が安心して介護サービスを受けられるよう、サービス事業所における「共生型サービス」の提供を推進します。

【計画目標4における目標指標】

(4) 介護保険事業の円滑な運営

項目	基準値	参考 (見込み値)	目標値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
ケアプラン点検件数 (件)	57	36	45	48	51

第 5 章

介護サービスの量の見込み・保険料等

1 人口・認定者数の見通し

■高齢者人口の見通し

単位：人

区分	第9期計画			長期推計		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度
被保険者数	13,272	13,229	13,142	12,812	12,368	12,077
65歳以上	5,899	5,852	5,821	5,713	5,782	6,092
40～64歳	7,373	7,377	7,321	7,099	6,586	5,985

■認定者数の見通し

単位：人

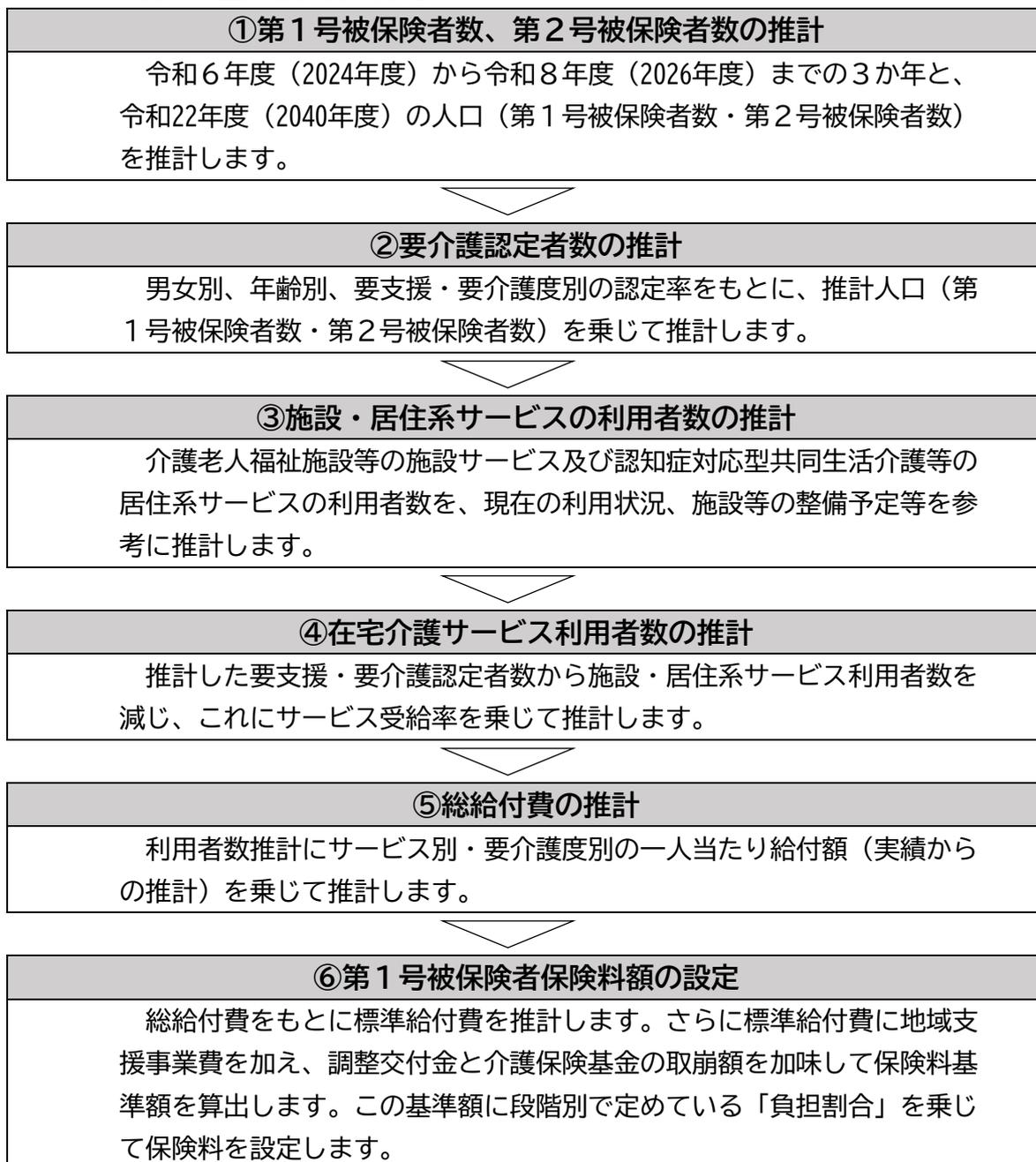
区分	第9期計画			長期推計		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2035年度	2040年度
認定者数	1,183	1,202	1,213	1,287	1,310	1,292
要支援1	118	118	120	128	127	114
要支援2	180	184	186	191	183	177
要介護1	229	238	238	255	259	257
要介護2	228	229	233	247	255	250
要介護3	172	174	178	189	197	201
要介護4	160	161	162	178	186	188
要介護5	96	98	96	99	103	105

2 介護保険サービスの見込み

(1) 保険料算定の手順

以下の方法の手順に従って、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの保険料を算出します。

■ サービス見込み量・保険料の算定フロー



(2) 施設・居住系サービス利用者の推計

■施設・居住系サービス利用者数の推計

単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
居宅（介護予防）サービス				
特定施設入居者生活介護	8	8	9	10
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	2	3
地域密着型（介護予防）サービス				
認知症対応型共同生活介護	45	45	45	45
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0
施設サービス				
介護老人福祉施設	108	117	120	132
介護老人保健施設	67	67	67	67
介護医療院	19	23	26	23

■施設・居住系サービスの整備目標

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期計画 期間終了時
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
介護老人保健施設	施設数 1	0	0	0	施設数 1
	定員数 146				
介護医療院	施設数 2	0	0	0	施設数 2
	定員数 91				

(3) 在宅サービス利用者数の推計

■在宅サービス利用者の推計

単位：人

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
		2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
居宅（介護予防）サービス					
訪問介護	要介護	145	148	152	172
訪問入浴介護	要支援	0	0	0	0
	要介護	9	11	11	12
訪問看護	要支援	14	14	14	14
	要介護	101	105	108	121
訪問リハビリテーション	要支援	2	2	2	2
	要介護	14	14	14	17
居宅療養管理指導	要支援	4	4	4	4
	要介護	201	204	208	240
通所介護	要介護	273	278	283	319
通所リハビリテーション	要支援	28	29	30	28
	要介護	79	81	82	91
短期入所生活介護	要支援	2	2	2	2
	要介護	57	58	59	69
短期入所療養介護	要支援	0	0	0	0
	要介護	4	4	4	4
福祉用具貸与	要支援	109	111	113	107
	要介護	380	388	393	450
特定福祉用具購入費	要支援	1	1	1	1
	要介護	4	4	4	4
住宅改修	要支援	1	2	2	2
	要介護	6	6	9	9
地域密着型（介護予防）サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護	10	12	12	19
夜間対応型訪問介護	要介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	要介護	23	24	25	28
認知症対応型通所介護	要支援	0	0	0	0
	要介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	要支援	1	2	2	2
	要介護	43	46	50	51
看護小規模多機能型居宅介護	要介護	0	0	0	0
居宅介護支援・介護予防支援	要支援	136	139	140	133
	要介護	502	513	527	589

3 第9期計画の保険料

(1) 介護給付の推計

■居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・居宅介護支援の推計 単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
居宅サービス				
訪問介護	184,628	187,358	193,040	217,750
訪問入浴介護	7,901	9,755	9,755	10,510
訪問看護	51,053	53,687	55,012	63,366
訪問リハビリテーション	7,017	7,026	7,026	8,598
居宅療養管理指導	37,359	37,969	38,702	44,605
通所介護	308,551	314,114	320,078	363,563
通所リハビリテーション	58,964	60,635	61,340	68,957
短期入所生活介護	86,190	87,301	89,062	105,559
短期入所療養介護	3,193	3,197	3,197	3,197
福祉用具貸与	61,250	62,467	63,227	73,774
特定福祉用具購入費	1,303	1,303	1,303	1,303
住宅改修	5,953	5,953	9,200	9,200
特定施設入居者生活介護	19,471	19,495	22,334	24,837
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22,267	28,696	28,696	46,244
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	26,950	27,968	28,405	33,631
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	108,919	115,837	125,575	130,850
認知症対応型共同生活介護	149,625	149,814	149,814	149,814
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス				
介護老人福祉施設	350,181	379,861	389,606	424,920
介護老人保健施設	245,599	245,910	245,910	245,910
介護医療院	77,459	90,178	104,243	94,437
居宅介護支援	87,145	89,138	91,490	103,123
介護給付(合計)	1,900,978	1,977,662	2,037,105	2,224,148

※1,000円未満を四捨五入して表記しているため、合計値が一致しない場合があります。

(2) 予防給付の推計

■介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援の推計

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4,960	4,966	4,966	4,966
介護予防訪問リハビリテーション	674	675	675	675
介護予防居宅療養管理指導	609	610	610	610
介護予防通所リハビリテーション	11,971	12,509	12,766	11,986
介護予防短期入所生活介護	1,082	1,083	1,083	1,083
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,337	7,480	7,608	7,209
特定介護予防福祉用具購入費	443	443	443	443
介護予防住宅改修	1,184	2,367	2,367	2,367
介護予防特定施設入居者生活介護	1,786	1,789	1,789	2,473
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	602	603	603	603
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	7,684	7,863	7,919	7,523
予防給付(合計)	38,332	40,388	40,829	39,938

(3) 総給付費の推計

■総給付費の推計

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
総給付費(千円)	1,939,310	2,018,050	2,077,934	2,264,086

※1,000円未満を四捨五入して表記しているため、合計値が一致しない場合があります。

(4) 標準給付費の推計

介護保険は、介護保険サービス総事業費から利用者負担分（原則1割、一定以上の所得がある方については2割または3割）を除いた標準給付費を公費と保険料でまかないます。標準給付費は、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合算したものです。

■標準給付費の推計

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
総給付費（調整後）※	1,939,310	2,018,050	2,077,934	2,264,086
特定入所者介護サービス費等給付額	57,045	58,035	58,566	61,434
高額介護サービス費等給付額	57,464	58,471	59,006	61,786
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,552	6,728	6,810	7,249
審査支払手数料	2,325	2,387	2,416	2,572
標準給付費見込額	2,062,696	2,143,670	2,204,732	2,397,127

※総給付費（調整後）は、一定以上所得者の利用者負担の見直し及び消費税等の見直しに伴う影響額を調整した後の金額になります。

※1,000円未満を四捨五入して表記しているため、合計値が一致しない場合があります。

(5) 地域支援事業費の推計

■地域支援事業費の推計

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
地域支援事業費	92,293	93,019	93,744	89,241
介護予防・日常生活支援総合事業費	38,863	39,588	40,314	42,554
包括的支援事業・任意事業費	53,430	53,430	53,430	46,687

※1,000円未満を四捨五入して表記しているため、合計値が一致しない場合があります。

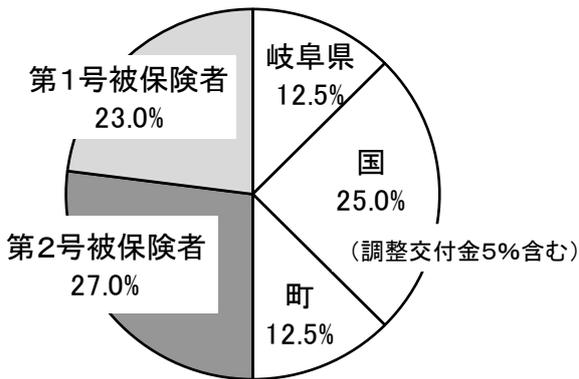
(6) 介護保険給付費の財源

介護保険事業に必要な費用は、公費（国・県・町）と65歳以上の第1号被保険者の保険料、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で負担し、それぞれの負担割合は法令で定められており、以下のとおりとなっています。

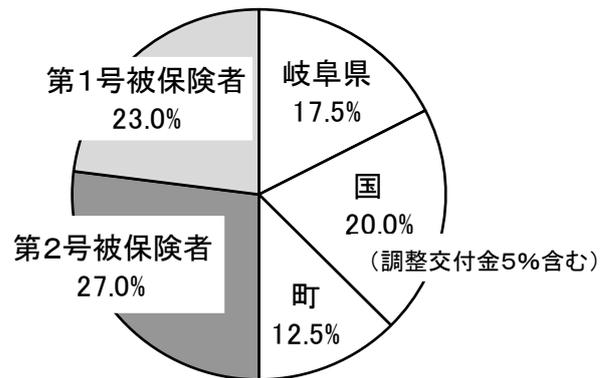
第9期計画期間の65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、第8期計画期間と同様に23.0%となります。

■介護保険給付費等の財源内訳

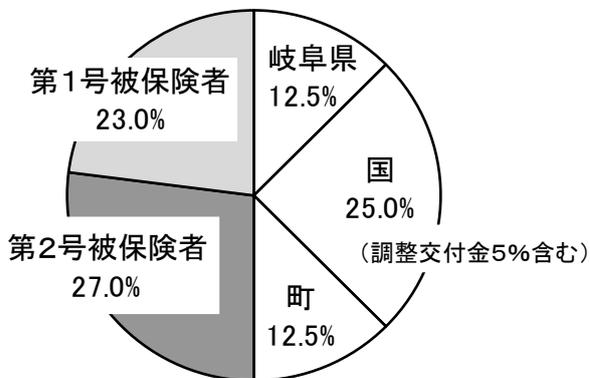
【居宅給付費】



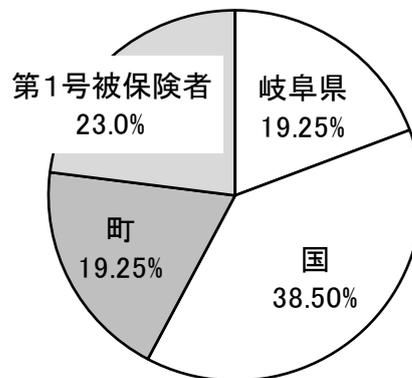
【施設等給付費】



【介護予防・日常生活支援総合事業費】



【包括的支援事業・任意事業費】



本町の第9期計画における保険料月額基準額は、以下のとおり算出されます。

■第9期介護保険事業計画における保険料月額基準額

単位：円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	2024年度	2025年度	2026年度	
①標準給付費見込み額	2,062,696,134	2,143,670,114	2,204,732,241	6,411,098,489
②地域支援事業費	92,293,439	93,018,609	93,743,789	279,055,837
③第1号被保険者負担相当額 (①+②)×0.23	495,647,602	514,438,406	528,649,487	1,538,735,495
④調整交付金相当額	105,077,971	109,162,929	112,252,294	326,493,193
⑤調整交付金見込交付割合	5.59%	5.73%	5.75%	
⑥調整交付金見込額	117,477,000	125,101,000	129,090,000	371,668,000
⑦財政安定化基金拠出金見込額				0
⑧財政安定化基金償還金				0
⑨準備基金取崩額				78,700,000
⑩保険料収納必要額 ③+④-⑥+⑦+⑧-⑨				1,414,860,688
⑪予定保険料収納率				98.00%
⑫予定保険料収納率を考慮した必要額				1,386,563,474
⑬弾力化をした場合の所得段階別 加入割合補正後被保険者数(人)				17,375人
⑭保険料基準(月額) ⑫÷⑬÷12か月	6,650			

(7) 所得段階別保険料

■第9期所得段階別保険料率と保険料

保険料 段階	対象者	保険料		
		基準額に 乗ずる割合	保険料 月額 (円)	保険料 年間 (円)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ③世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	0.455 (0.285*)	3,033 (1,900*)	36,400 (22,800*)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.685 (0.485*)	4,558 (3,233*)	54,700 (38,800*)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方	0.69 (0.685*)	4,592 (4,558*)	55,100 (54,700*)
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	5,992	71,900
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	6,650 (基準額)	79,800
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,983	95,800
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円から210万円未満の方	1.30	8,650	103,800
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円から320万円未満の方	1.50	9,975	119,700
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円から420万円未満の方	1.70	11,308	135,700
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円から520万円未満の方	1.90	12,642	151,700
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円から620万円未満の方	2.10	13,967	167,600
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円から720万円未満の方	2.30	15,300	183,600
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	15,967	191,600

※ () 内の割合・金額については、軽減措置後の基準額に乗ずる割合及び保険料です。

第9期保険料基準月額

6,650円

資料編

1 笠松町老人福祉計画等作成委員会設置要綱及び委員名簿

○笠松町老人福祉計画等作成委員会設置要綱

平成 10 年 12 月 24 日訓令乙第 3 号

改正

平成 14 年 7 月 18 日訓令乙第 8 号
平成 20 年 4 月 1 日訓令乙第 3 号
平成 27 年 3 月 31 日訓令乙第 9 号の 2
平成 28 年 3 月 31 日訓令乙第 5 号
平成 30 年 3 月 30 日訓令乙第 7 号

笠松町老人福祉計画等作成委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者が自立し安心して生きがいのある生活ができるよう笠松町老人福祉計画及び笠松町介護保険事業計画を策定するため、笠松町老人福祉計画等作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画の作成、見直し、評価及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する介護保険事業計画の作成、見直し、評価及び推進に関すること。
- (3) 法第 115 条の 48 及び平成 29 年 6 月 28 日付け老発 0628 第 8 号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」別記 2 第 2 項第 2 号に規定する地域ケア推進会議に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険被保険者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認めた者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、住民福祉部健康介護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年12月24日から施行する。

2 平成10年度に委嘱した委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

3 笠松町老人保健福祉計画作成委員会設置要綱（平成5年訓令乙第5号）は、廃止する。

附 則（平成14年7月18日訓令乙第8号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日訓令乙第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令乙第9号の2）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令乙第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令乙第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

■笠松町老人福祉計画等作成委員会委員名簿

(笠松町地域密着型サービス運営協議会委員)

(笠松町地域包括支援センター運営協議会委員)

第9期委員（任期：令和5年8月1日から令和8年7月31日まで）		
分野	氏名	役職等
学識経験者	○岩井弘栄	社会福祉法人羽島郡福寿会理事長
	浅野幸雄	町内会連合会代表
	家田憲二	笠松いきいきクラブ連合会会長
介護保険被保険者	子安ひろ美	介護経験者
	松原基明	介護経験者
	佐分里代	介護経験者
保健医療関係者	◎伊藤康	羽島郡医師会笠松代表
	飯田敏博	羽島歯科医師会笠松代表
	森崎博	岐阜県薬剤師会 羽島支部笠松代表
福祉関係者	田村文子	民生委員児童委員協議会会長
	三輪浩子	特別養護老人ホーム リバーサイド笠松園施設長
	荒木篤	地域包括支援センター長

※敬称略

※◎…委員長、○…副委員長

2 計画策定に向けた審議等の経過

事項	開催日	内容
各調査の実施	令和4年12月～ 令和5年1月	<p>【調査の概要】※（ ）内は調査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要介護認定を受けていない65歳以上の方、要支援認定を受けている方） ・在宅介護実態調査（要介護認定を受けて在宅で生活している方） ・介護支援専門員調査（本町内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員） ・在宅生活改善調査（居宅介護支援事業所、小規模多機能居宅介護事業所のケアマネジャー） ・居所変更実態調査（介護施設等（サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム含む）） ・介護人材実態調査（介護事業所、介護施設等（サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム含む））
第2回笠松町老人福祉計画等作成委員会	令和5年8月31日	<p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠松町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について ・アンケート調査結果について
第3回笠松町老人福祉計画等作成委員会	令和5年10月18日	<p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画の取り組み状況と課題について ・笠松町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画の施策体系骨子について
第4回笠松町老人福祉計画等作成委員会	令和5年12月18日	<p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠松町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について
パブリックコメントの実施	令和5年12月25日～ 令和6年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案に対する町民の意見の募集
第5回笠松町老人福祉計画等作成委員会	令和6年2月7日	<p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠松町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

笠松町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画

【令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）】

発行年月：令和6年（2024年）3月

編集・発行：笠松町 住民福祉部 健康介護課
〒501-6063

岐阜県羽島郡笠松町長池 408 番地の1

電話（058）388-7171

FAX（058）388-5955

